

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	2021年1月1日
(第24期)	至	2021年12月31日

株式会社インフォマート

東京都港区海岸一丁目2番3号

(E05609)

目 次

頁

第24期 有価証券報告書

【表紙】

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	3
3	【事業の内容】	5
4	【関係会社の状況】	7
5	【従業員の状況】	7
第2	【事業の状況】	8
1	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	8
2	【事業等のリスク】	9
3	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	15
4	【経営上の重要な契約等】	18
5	【研究開発活動】	18
第3	【設備の状況】	19
1	【設備投資等の概要】	19
2	【主要な設備の状況】	19
3	【設備の新設、除却等の計画】	20
第4	【提出会社の状況】	21
1	【株式等の状況】	21
2	【自己株式の取得等の状況】	26
3	【配当政策】	27
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	28
第5	【経理の状況】	42
1	【連結財務諸表等】	43
2	【財務諸表等】	67
第6	【提出会社の株式事務の概要】	78
第7	【提出会社の参考情報】	79
1	【提出会社の親会社等の情報】	79
2	【その他の参考情報】	79
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	80

監査報告書

2021年12月連結会計年度

2021年12月事業年度

内部統制報告書

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月31日
【事業年度】	第24期（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
【会社名】	株式会社インフォマート
【英訳名】	Infomart Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 健
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【電話番号】	03-5776-1147（代表）
【事務連絡者氏名】	財務・経理執行役員 荒木 克往
【最寄りの連絡場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【電話番号】	03-5777-1710
【事務連絡者氏名】	財務・経理執行役員 荒木 克往
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高 (千円)	6,709,171	7,639,826	8,540,699	8,777,359	9,835,598
経常利益 (千円)	1,751,657	2,335,838	2,460,317	1,457,766	1,021,697
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	384,009	1,552,656	1,694,827	1,014,232	538,501
包括利益 (千円)	391,245	1,558,438	1,697,150	1,025,350	558,284
純資産額 (千円)	9,495,270	10,260,572	11,117,586	11,293,804	11,425,263
総資産額 (千円)	11,178,657	12,130,267	12,943,498	13,015,911	13,743,514
1株当たり純資産額 (円)	41.54	44.89	48.64	49.41	49.59
1株当たり当期純利益 (円)	1.58	6.79	7.41	4.44	2.36
自己資本比率 (%)	84.9	84.6	85.9	86.8	82.5
自己資本利益率 (%)	4.0	15.7	15.9	9.1	4.8
株価収益率 (倍)	212.4	74.0	132.9	221.8	397.3
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	2,529,033	3,113,426	2,678,097	1,981,621	1,678,031
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△1,818,307	△1,047,100	△906,826	△1,342,735	△1,804,459
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△457,024	△843,105	△840,627	△849,318	△532,845
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	5,116,258	6,337,595	7,267,745	7,055,826	6,410,479
従業員数 (名)	388	399	462	505	506
(外、平均臨時雇用者数)	(83)	(56)	(56)	(78)	(100)

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は、就業人員を記載しており、派遣及び臨時雇用社員の期中平均雇用人員数は、それぞれ外数で記載しております。

3. 当社は、2017年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。

4. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	2017年12月	2018年12月	2019年12月	2020年12月	2021年12月
売上高 (千円)	6,674,409	7,596,258	8,536,652	8,773,383	9,835,598
経常利益 (千円)	1,811,208	2,394,154	2,457,261	1,438,830	1,036,111
当期純利益 (千円)	310,719	1,498,904	1,691,832	1,017,786	649,695
資本金 (千円)	3,212,512	3,212,512	3,212,512	3,212,512	3,212,512
発行済株式総数 (株)	129,715,600	129,715,600	129,715,600	259,431,200	259,431,200
純資産額 (千円)	9,602,345	10,308,113	11,159,805	11,328,459	11,461,329
総資産額 (千円)	11,261,179	12,157,291	12,975,395	13,018,874	13,777,109
1株当たり純資産額 (円)	42.01	45.10	48.82	49.56	50.14
1株当たり配当額 (内、1株当たり中間配当額) (円)	6.54 (3.27)	7.34 (3.67)	7.41 (3.68)	3.71 (1.85)	1.43 (0.47)
1株当たり当期純利益 (円)	1.28	6.56	7.40	4.45	2.84
自己資本比率 (%)	85.3	84.8	86.0	87.0	83.2
自己資本利益率 (%)	3.2	15.1	15.8	9.1	5.7
株価収益率 (倍)	262.6	76.6	133.1	221.0	329.3
配当性向 (%)	255.1	56.0	50.1	83.3	50.3
従業員数 (外、平均臨時雇用者数) (名)	372 (83)	384 (56)	455 (56)	498 (78)	506 (100)
株主総利回り (%) (比較指標：TOPIX (配当込)) (%)	99.3 (122.2)	149.0 (102.7)	291.1 (121.3)	291.9 (130.3)	278.3 (146.9)
最高株価 (円)	965	1,612	1,997 ※1 998	1,130	1,318
最低株価 (円)	567	661	977 ※1 966	466	831

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
2. 従業員数は、就業人員を記載しており、派遣及び臨時雇用社員の期中平均雇用人員数は、それぞれ外数で記載しております。
3. 当社は、2017年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 第22期の事業年度別最高・最低株価のうち※1は株式分割（2020年1月1日、1株→2株）による権利落後の最高・最低株価であります。
5. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【沿革】

1998年2月	フード業界（注1.）企業間電子商取引（BtoB）プラットフォーム「FOODS Info Mart（フーズインフォマート）」の運営を行うことを目的として、東京都大田区南馬込に株式会社インフォマートを設立
1998年6月	「eマーケットプレイス」のサービス開始
1999年8月	福岡カスタマーセンター（福岡市博多区）を開設
2000年6月	社団法人日本フードサービス協会（現：一般社団法人日本フードサービス協会）と外食産業界向「JF FOODS Info Mart」の共同事業を開始
2000年6月	本社を港区浜松町へ移転
2000年10月	三菱商事株式会社、三井物産株式会社、三和キャピタル株式会社（現：三菱UFJキャピタル株式会社）、ICGジャパン株式会社（現：ハチソンハーバーリングテクノロジーインベストメンツリミテッド）による資本参加
2000年11月	「eマーケットプレイス」における「決済代行システム」のサービス開始
2001年6月	「eマーケットプレイス」における「アウトレットマート」のサービス開始
2001年7月	社団法人日本セルフ・サービス協会（現：一般社団法人新日本スーパーマーケット協会）と小売業界向「JSSA FOODS Info Mart（現：NSAJ FOODS Info Mart）」の共同事業を開始
2001年7月	大阪商工会議所と「The business mall」（注2.）に関して業務提携
2002年2月	日経ネットビジネス 第5回ECグランプリ「2002BtoB特別賞」を受賞
2002年9月	「eマーケットプレイス」における「自動マッチングシステム」のサービス開始
2003年2月	「ASP受発注システム」のサービス開始
2005年4月	「FOODS信頼ネット」のサービス開始
2006年3月	社団法人日本ニュービジネス協議会連合会 2005年度ニュービジネス大賞「特別賞」を受賞
2006年8月	株式会社東京証券取引マザーズに当社株式を上場
2007年7月	「(旧)ASP商談システム」のサービス開始
2008年3月	「FOODS信頼ネット」を「ASP規格書システム」と改め、サービス開始
2008年4月	「食品食材市場」「備品資材市場」「(旧)ASP商談システム」を統合し、新たに「ASP商談システム」としてサービス開始
2008年9月	サービス産業生産性協議会 第3期ハイ・サービス日本300選を受賞
2009年5月	香港に「株式会社インフォマートインターナショナル」を設立
2009年8月	北京に「インフォマート北京コンサルティング有限公司」を設立
2009年11月	「ASP受注・営業システム」のサービス開始
2010年1月	本社を港区芝大門へ移転
2010年1月	メーカー・卸間クラウド型システム提供会社「株式会社インフォライズ」を設立
2011年3月	初その他業界展開「BEAUTY Info Mart」及び「MEDICAL Info Mart」のサービス開始
2012年3月	「ECO Mart」のサービス開始
2013年1月	「ASPメニュー管理システム」のサービス開始
2013年8月	西日本営業所（大阪市淀川区）を開設
2013年9月	「WORLD FOODS Navi」のサービス開始
2014年4月	「フーズチャネル」のサービス開始
2014年5月	「ASP商談システム」の「B2B専用ホームページ」サービス開始
2015年1月	「ASP請求書システム」の稼働開始（現：BtoBプラットフォーム 請求書）
2015年10月	第9回ASPICクラウドアワード2015ASP・SaaS部門ベストイノベーション賞を受賞
2015年10月	東京証券取引所市場第一部に市場変更
2016年1月	「BtoBプラットフォーム」にサービスブランド名を変更、提供開始
2016年8月	本社を港区海岸（現在）へ移転
2017年2月	「BtoBプラットフォーム 業界チャネル」のサービス開始
2017年9月	「BtoBプラットフォーム 見積書」のサービス開始
2018年7月	「BtoBプラットフォーム 契約書」のサービス開始
2018年8月	一般財団法人 船井財団主催の「グレートカンパニーアワード2018」でグレートカンパニー大賞を受賞
2018年11月	第12回ASPIC・IoT・AI・クラウドアワード2018 ASP・SaaS部門 先進技術賞を受賞
2019年1月	「株式会社インフォライズ」（当社子会社）を吸収合併
2020年1月	「電子請求書早払い」のサービス開始
2020年3月	「BtoBプラットフォーム 受発注 for 製造業」のサービス開始
2021年2月	株式会社タノムと資本業務提携契約締結
2021年3月	三井物産株式会社との協業で北京博君優選網絡科技有限公司と資本業務提携

2021年3月 「BtoBプラットフォーム」と「BtoBプラットフォーム 受発注」が「中小企業共通EDI認証制度」の認証を取得

2021年4月 「メニューplus」のサービス開始

2021年6月 「BtoBプラットフォーム 請求書」がJIIMAの「電子取引ソフト法的要件認証制度」第1号認証を取得

2021年7月 「BtoBプラットフォーム TRADE」のサービス開始

2021年8月 「BtoBプラットフォーム 請求書」が内部統制の保証報告書『SOC1 Type1報告書』を受領

2021年10月 株式会社串カツ田中ホールディングスと業務提携契約を締結

2021年12月 「BtoBプラットフォーム 受発注」「BtoBプラットフォーム 規格書」が第51回食品産業技術功労賞を受賞

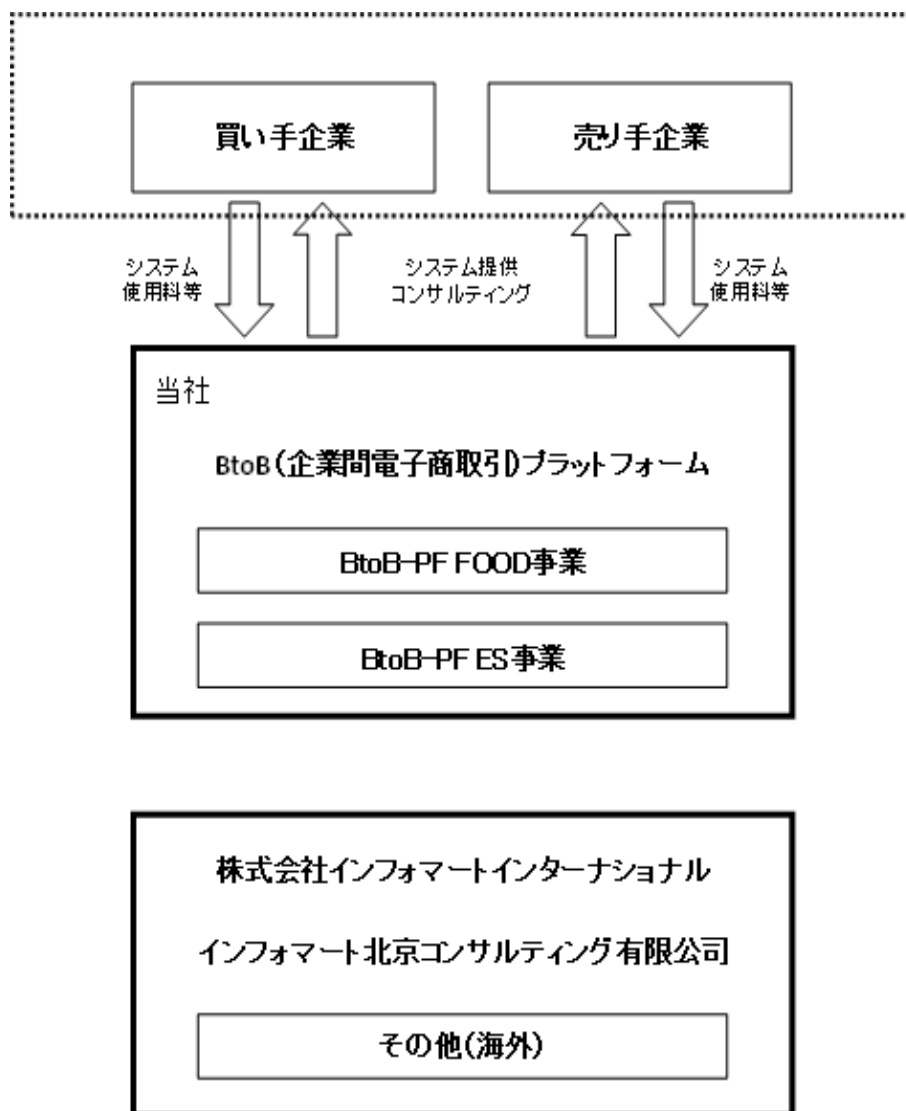
- (注) 1. 「フード業界」とは、食品業界及び小売業界、サービス業界の一部を含む「食」に関連する業界を示しております。具体的には、食に関連する食品製造・特産品販売者・農協・漁協・卸売業・生産者・外食・ホテル・旅館・スーパー・小売・百貨店・惣菜、給食、弁当等を取扱う業種等の企業をいいます。
2. 「The business mall」とは、全国の商工会議所などが共同運営する企業情報サイトであります。具体的には、企業情報紹介サービスを核として、中小企業のEC（電子商取引）取組み支援を行い、全国の中小企業のビジネスマッチングを促進しております。

3【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は2021年12月31日現在、当社（株式会社インフォマート）、連結子会社3社によって構成されております。

当社グループは、「テクノロジー集団として、あらゆる業界にBtoBプラットフォームを提供し、グローバルなBtoBインフラ企業を目指す」ことを基本方針とし、主にフード業界BtoB（企業間電子商取引）プラットフォームを運営し、プラットフォームを利用企業（注1.）に提供しております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。なお、次の2事業は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。易通世界（北京）咨询有限公司は2021年10月28日に清算終了したため、連結の範囲から除外しております。株式会社Restartzは2021年10月18日に設立し、取引が発生していないため、事業系統図に含まれておりません。



(1) BtoB-PF FOOD事業

「BtoB-PF FOOD事業」は、企業間の日々の受発注業務・伝票処理等がインターネット上で行える「BtoBプラットフォーム 受発注」、商品規格書（注2.）の標準フォーマットをインターネット上で搭載する「BtoBプラットフォーム 規格書」を提供しております。

「BtoBプラットフォーム 受発注」は、発注側である買い手企業の本部・店舗と、受注側である売り手企業との間で行われる日々の受発注業務を効率化し、データ化することで、業務コストの削減を実現します。また、売上・仕入状況のリアルタイムでの把握、店舗管理、買掛・売掛の早期確定等を可能とし、経営の効率化に役立つシステムです。

「BtoBプラットフォーム 規格書」は、売り手企業において、自社商品規格書データベースの構築、商品規格書の提出業務の改善、社内での情報共有等を可能とし、買い手企業において、商品規格書データベースの一元管理、お客様の問い合わせへの速やかな対応等を可能とするシステムです。また、自社商品規格書管理システムとして利用することで、「食の安心・安全」体制の強化を図ることが可能です。

当社グループは、「BtoBプラットフォーム 受発注」「BtoBプラットフォーム 規格書」の安定的かつ継続的な提供に努めながらシステムの運営者として、一定のシステム使用料及びセットアップ費用をいただいております。なお、当社は、「BtoBプラットフォーム 規格書」のシステム運営者であり、各商品規格書の内容を保証するものではありません。

(2) BtoB-PF ES事業

「BtoB-PF ES事業」は、企業間の請求書を電子化し、取引先からの請求書を受取る業務と、取引先に請求書を発行する業務をインターネット上で行える、「BtoBプラットフォーム 請求書」を提供しております。「BtoBプラットフォーム 請求書」は、全業界に対応した受取業務の「受取モデル」、発行業務の「発行モデル」を実装しているため、受取側・発行側の両方で業務時間短縮・コスト削減が実現し、企業のペーパーレス化に繋がります。

また、取引先マッチング機能による新規取引先の開拓から、既存取引先との商談・受発注・請求までをインターネット上で行える「BtoBプラットフォーム 商談」を提供しております。「BtoBプラットフォーム 商談」は、BtoB専用の販売・購買システムとして、企業の営業力・購買力強化、業務時間短縮、コスト削減など新規開拓、既存取引先との商取引の最適化が実現します。

さらに、企業間の契約書を電子化し、企業間の契約書締結業務をインターネット上で行える「BtoBプラットフォーム 契約書」は、企業間の商行為のさらなる利便性の向上とペーパーレスを実現することができます。

当社グループは、「BtoBプラットフォーム 請求書」、「BtoBプラットフォーム 商談」及び「BtoBプラットフォーム 契約書」の安定的かつ継続的な提供に努めながらシステムの運営者として、一定のシステム使用料、「決済代行サービス」（注3.）では、取引額に一定の割合をかけた手数料をいただいております。

(3) その他

中国・台湾で提供していた「SaaSシステム」は事業の整理等を実施しており、2020年11月30日にサービスの提供を停止しております。

- (注) 1. 利用企業は、原則として事業者（法人事業者を主な対象としておりますが、個人事業者も含みます）に限定しております。
2. 「商品規格書」とは、取扱商品の仕様を確認するために、売り手企業が買い手企業に提出する帳票であります。商品規格・商品特徴などの基本情報、原材料情報、包装への表示情報、製造工程・品質情報などの情報が記入されています。
3. 「決済代行サービス」とは、「BtoBプラットフォーム 商談」で、より安心により効率的に新規の取引を行うために、売掛金保証及び一括決済機能を提供するシステムであります。買い手企業からの代金回収は、ファクタリング会社、信販会社等により当社への支払いにつき保証もしくは立替を受けることで行っております。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社インフォマートインターナショナル (注) 1.	香港	3,600万香港ドル	海外におけるBtoBプラットフォームのライセンス販売	100.0	役員の兼任あり
インフォマート北京コンサルティング有限公司 (注) 2. 3.	中国北京市	296.9万米ドル	中国におけるBtoBプラットフォームのコンサルティングサービス	100.0 (100.0)	役員の兼任あり
株式会社Restartz (注) 4.	東京都港区	100百万円	店舗運営プラットフォームアプリの開発	55.0	—
(持分法適用会社) I & M株式会社	東京都港区	262.5百万円	インターネット情報サービス等事業を営む会社の株式保有、当該会社の事業活動の管理	50.0	—

- (注) 1. 特定子会社に該当しております。
2. 議決権の所有割合の () 内は間接所有割合を示しております。
3. インフォマート北京コンサルティング有限公司は、株式会社インフォマートインターナショナルの子会社であります。
4. 当連結会計年度において、新規に設立いたしました株式会社Restartzを連結子会社に含めております。
5. 当連結会計年度より、現行の海外事業の整理撤退を進め、インフォマート北京コンサルティング有限公司は法人の清算業務に着手しております。
※易通世界（北京）咨询有限公司は2021年10月28日に清算終了しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年12月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (名)
BtoB-PF FOOD	151 (1)
BtoB-PF ES	134 (13)
その他	— (—)
全社 (共通)	221 (86)
合計	506 (100)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数欄の (外書) は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
3. その他区分は、海外事業であります。
4. 全社 (共通) は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属している従業員であります。

(2) 提出会社の状況

2021年12月31日現在

従業員数 (名)	平均年齢 (歳)	平均勤続年数 (年)	平均年間給与 (千円)
506 (100)	35.5	6.34	5,931

セグメントの名称	従業員数 (名)
BtoB-PF FOOD	151 (1)
BtoB-PF ES	134 (13)
全社 (共通)	221 (86)
合計	506 (100)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 従業員数欄の (外書) は、臨時従業員の年間平均雇用人員であります。
4. 全社 (共通) は、特定の事業に区分できない管理部門等に所属している従業員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

（経営方針、経営戦略及び対処すべき課題）

当社グループは、「BtoBプラットフォーム」で、取引関係のある企業と企業を、社内を、ビジネスパーソンをつないで結び、会社経営、ビジネススタイルを大きく変えるシステムを提供いたします。そして、企業や人が中心となり自然に業界の垣根を越え、国の垣根を越え、世界に広がるシステム、事業を構築し、グローバルなBtoBプラットフォーム企業を目指してまいります。

また、中期経営方針である「成長に向けた積極投資」、「収益源多角化の加速」に取り組み、長期的視野に基づいた中期業績目標として、2026年12月期に売上高200億円突破、営業利益50億円を目指してまいります。

「成長に向けた積極投資」につきましては、他社との協業や事業買収を推進し、「BtoB-PF FOOD事業」及び「BtoB-PF ES事業」においてBtoBプラットフォームの価値増大とその盤石化に向け取り組んでまいります。

「BtoB-PF ES事業」の「BtoBプラットフォーム 請求書」は、インボイス制度（2023年開始）の導入を背景としたDX化のニーズを捉え、利用企業数拡大に向けた販売促進費・システム開発費・人件費の積極的な投資により、競合に対して優位なポジションを獲得してまいります。

「収益源多角化の加速」につきましては、これまでの「収益源の多角化への仕掛け」として実施した既存及び新規の取組みを加速させ、圧倒的な法人会員基盤を基にした新たなビジネスモデルを協業企業と共に創造し、様々な分野・サービスでデファクトスタンダード化を目指してまいります。

次連結会計年度（2022年1月1日～12月31日）におきましては、積極姿勢を維持しながら、コロナ禍の推移に細心の注意を払いつつ、高まるDX化のニーズを好機と捉え、中期的売上成長の加速策を優先いたします。

「BtoB-PF FOOD事業」では、外食チェーン・個店及び卸、それぞれのニーズに対応し、外食と卸間取引の電子化を促進してまいります。

「BtoB-PF ES事業」では、「BtoBプラットフォーム 請求書」の推進によって請求書の電子化拡大に総合的に取り組み、電子請求書における主導的地位の確立を図ってまいります。

上記の実現のために、利用企業数拡大に応じてサーバー体制を增強し、信頼性を維持いたします。また、主力事業に加え、新規立ち上げ・既存領域再注力に対してもシステム開発費・販売促進費を投入し、さらに他社サービス・システムとの連携強化、利用企業への複合的なサービス、情報提供を模索してまいります。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響に関する情報は、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク (4) 新型コロナウイルス感染症について」及び「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)、2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 当社グループの事業について

① 当社グループ事業拡大の前提条件について

当社グループは、インターネットを活用したBtoB（企業間電子商取引）プラットフォームの運営を主たる事業とし、「BtoBプラットフォーム 受発注」、「BtoBプラットフォーム 規格書」、「BtoBプラットフォーム 商談」、「BtoBプラットフォーム 請求書」等を提供することで、全国の利用企業から月々のBtoBプラットフォーム使用料をいただき、主な収益源としております。

当社グループの事業拡大のためには、利用企業の利便性追求を通じて顧客満足度を向上させ、継続的な利用を維持するとともに、新規企業の獲得による利用企業全体の規模の拡大が必要になります。また、顧客ニーズを重視した提供システムの充実を通じて利用企業の活用するサービス数の増加が必要となります。従いまして、利用企業数の増加、月額顧客単価の増加が当社グループの事業拡大のための前提条件になります。そのため、新規利用企業の獲得、既存利用企業の継続利用、利用企業が当社グループの提供する追加システムを採用することが順調に行われない場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

② BtoB（企業間電子商取引）プラットフォームの運営について

当社グループは、BtoB（企業間電子商取引）プラットフォームの運営において原則として企業間取引の専門のインフラ及びビジネスツールを提供する立場であり、売買の当事者とはなりません。

しかしながら、BtoBプラットフォームの利用に関し、利用企業間でトラブルが発生した場合、「利用規約」等において当社グループのリスクを限定する規定を設けているものの、当社グループが法的責任を問われる可能性があります。また、当社グループが法的責任を負わない場合においても、ブランドイメージの悪化等により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

③ 利用企業に対する申し込み時の企業審査及び利用開始後の管理について

当社グループは、BtoB（企業間電子商取引）プラットフォームの利用企業について、原則として事業者（法人事業者を主な対象としておりますが、個人事業者も含みます）に限定しており、さらに、利用申込時において一定の企業審査を行うなど、利用開始前の管理を実施しております。

また、利用開始後も当社グループの営業部門において、売り手企業、買い手企業別のコンサルタントが利用企業に対して利用サポートを行う体制を採っており、コンサルティング活動を通じて利用企業の商品内容、商品調達内容及びBtoBプラットフォーム利用状況を確認するとともに、「利用規約」等の遵守状況を管理しております。

しかしながら、利用企業の利用開始前における企業審査や利用開始後の管理にもかかわらず、利用企業間でトラブルが発生した場合には、「利用規約」等に関わらず当社グループが法的責任を問われる可能性があります。また、当社グループが法的責任を負わない場合においても、ブランドイメージの悪化等により当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

④ 決済及び回収について

当社グループの「BtoB-PF ES事業」における「決済代行サービス」等の提供は、それぞれ特定の金融機関との業務提携により実施しております。また、当社グループの事業収益の基盤である各BtoBプラットフォーム使用料の多くは、特定の集金代行会社を利用し回収を行っております。従いまして、これらの金融機関や集金代行会社との契約が何らかの理由で終了し、もしくは当社グループに不利な内容に変更された場合、又はこれらの金融機関や集金代行会社につき倒産その他の予期せぬ事態が生じた場合、利用企業への上記サービスの提供やBtoBプラットフォーム使用料の回収等に支障をきたし、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 通信及びシステム障害について

当社グループの事業は、外部に管理を委託するサーバーと、これを利用企業の使用するパソコン、携帯電話及びスマートフォン等を結ぶ通信ネットワーク双方に全面的に依存しており、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合や、その他予測不可能な様々な要因によってシステムがダウンした場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループのシステムは、セキュリティ対策により外部からの不正なアクセスを回避するよう努めておりますが、コンピュータウィルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合、さらに、サーバー等の管理を委託しているデータセンター等運営会社のサービス低下、アクセスの集中によるサーバーのダウン、自然災害の発生によるサーバーのダウン等によりインターネットへの接続及びシステムの稼動がスムーズに行えない状態になった場合においても当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 取引先情報の管理体制について

当社グループは、サービスの提供にあたり利用企業から各種情報を取得し、利用しております。その中には個人情報も含まれるため、当社グループには「個人情報の保護に関する法律」(注)が定める個人情報取扱事業者としての義務が課されております。個人情報については、情報管理規程及び各種手順書を制定し、個人情報の取り扱いに関する業務フローの確立やアクセス制御等により管理しております。また、派遣社員等を含む全社員を対象とした社内教育に重点を置いており、当社グループの情報管理について教育しております。業務を外部委託する場合においては、外部委託事業者との間で秘密保持契約を締結し、委託業務内容に応じた個人情報の管理を遵守するよう監督に努めております。さらに当社グループが運営するBtoBプラットフォームに関しても、情報セキュリティ技術により対策を強化しております。

なお、当社グループは、「ISMS」を運用し、「JIS Q27001:2014(ISO/IEC27001:2013)」認証を取得しております。

しかしながら、これらの情報が外部に流出する可能性や悪用される可能性が皆無とは言えず、個人情報その他の情報の流出等の重大なトラブルが発生した場合、当社グループへの損害賠償請求や当社グループに対する信用の低下等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(注) 「個人情報の保護に関する法律」においては、「個人情報取扱事業者」は、保有する個人情報を本人の同意を得ずに利用目的の達成に必要な範囲を超えて利用したり、第三者に提供してはならないことなどの義務が課され、個人データの安全管理のために必要かつ適切な措置を講じ、また従業者及び委託先に対する必要かつ適切な監督を行うことが義務づけられております。個人情報の取り扱いについては、主務大臣が報告の徴求、助言、勧告、命令及び緊急命令といった手段によって関与し、特に個人情報取扱事業者には命令違反、報告拒否、虚偽報告などがあつた場合には罰則が課せられることがあります。

⑦ 法的規制について

(i) インターネットをめぐる法的規制の適用の可能性について

当社グループが事業を展開する国内のインターネット上の情報流通に関しては、その普及及び拡大を背景として現在も様々な議論がなされ、電子契約法等の法的規制が整備されつつあります。今後において、情報を提供する場の運営者に対しての新たな法律の制定やあるいは何らかの自主的なルールが制定が行われること等により、当社グループの事業が新たな制約を受ける可能性があります。また、当社グループの運営する各BtoB(企業間電子商取引)プラットフォームは、電気通信事業法に定義される「電気通信事業」に該当し、今後、同法の規制が強化された場合、当社グループの事業に制約が加わる可能性もあります。さらに、インターネットビジネス自体の歴史が浅いため、今後新たに発生し、又は今まで顕在化しなかったビジネスリスクによって、現在想定されない訴訟等が提起される可能性もあります。かかる場合、その訴訟等の内容によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(ii) 食品・食材に関する法的規制について

当社グループの「BtoB-PF ES事業」では、売り手企業と買い手企業がそれぞれの食品食材の商品・調達情報を交換し、商取引を行う場であるインターネット上の「BtoBプラットフォーム 商談」の運営をしております。従いまして、本事業で取り扱う食品食材の販売及び情報の表現については、主に生鮮食品、加工食品への表示義務、輸入品の原産国名表示等を規定する農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(JAS法)及び栄養表示基準の明示、誇大表現の禁止を規定する健康増進法等による規制を受けておりますので、当社グループでは、担当部署及び担当コンサルタントにより「BtoBプラットフォーム 商談」の利用企業の商品カタログ等における商品の情報に法的規制に抵触する内容がないかどうかを業務マニュアルに基づき随時チェックすることで関連法規・法令等の遵守に努めております。

しかしながら、将来的に法的規制が強化された場合、新たな対策が必要となり、「BtoBプラットフォーム 商談」上での食品・食材の情報の掲示に関して支障をきたす可能性があります、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑧ 知的財産権について

当社グループは、運営するシステム及びサービスの主な名称について商標登録しております。また、自社開発のシステムや当社グループのビジネスモデルに関しても、特許権や実用新案権等の対象となる可能性のあるものについては、その取得の必要性を検討し、6件の特許を取得しております。競合他社が特許等を取得した場合、その内容によっては競争の激化又は当社グループへの訴訟が発生し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、商標権等の知的財産権及び当社グループに付与されたライセンスの保護を図っておりますが、当社グループの知的財産権等が第三者から侵害された場合、並びに知的財産権等の保護のために多額の費用負担が発生する場合、当社グループの事業及び業績に悪影響を及ぼす可能性があります。さらに、当社グループが使用する技術・コンテンツ等について、知的財産権等の侵害を主張され、当該主張に対する対応や紛争解決のための費用、又は損害が発生する可能性があります、また、将来当社グループによる特定のコンテンツもしくはサービスの提供、又は特定の技術の利用に制限が課せられ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

⑨ その他

当社グループは、海外企業との提携によって海外でのBtoB（企業間電子商取引）プラットフォームの利用拡大を目指し、海外展開する目的で、2009年5月に三井ベンチャーズ・グローバル・ファンド投資事業組合（現三井物産グローバル投資株式会社）との共同出資により「株式会社インフォマートインターナショナル（Infomart International Ltd.）」を香港に設立（2016年10月で合弁事業契約を解消し、当社100％子会社となっております。）し、また、その100％子会社として2009年8月に「インフォマート北京コンサルティング有限公司（Infomart (Beijing) Consulting Limited Company）」を中国に設立し海外事業を推進しておりましたが、当連結会計年度より、現行の海外事業の整理撤退を進め、インフォマート北京コンサルティング有限公司は法人の清算業務に着手しております。海外特有の商慣習や規制に対応できない等により事業の清算が困難になった場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、外食産業における店舗運営の生産性向上を目指し、店舗運営プラットフォームアプリの共同開発を進める目的で、2021年10月に株式会社串カツ田中ホールディングスとの共同出資により「株式会社Restartz（リスタート）」を設立いたしました。市場や事業環境の急激な変化により、事業の推進が困難になった場合には、投資を回収できず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 業績の推移について

当社グループは、2003年12月期に、売上高の増加に伴い利益面の黒字転換をいたし、以後19カ年にわたり黒字決算を継続しております。しかしながら、利用企業の状況の変化等により、システム使用料を売上高として積み上げる当社グループの収益モデルに変更を行わざるをえない状況が生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、利用企業の利便性向上や新規サービスを提供するために、継続的にソフトウェア開発を行っております。ソフトウェア開発が計画どおり行われた場合でも、既存事業の拡大や新規事業の開発のための投資に見合った収益を得られない可能性があり、投資を回収できず、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 外部環境について

① 企業間電子商取引（BtoB）市場の拡大可能性について

当社グループは、企業間電子商取引（BtoB）市場を主な事業領域としており、同市場が引き続き拡大することが成長のための基本的な背景と考えております。日本における同市場の規模は、2020年のBtoB（企業間電子商取引）-EC市場規模は、前年比5.1%減の334.9兆円、小売・その他サービスを除いた商取引に対する電子商取引の割合であるEC化率が前年比1.8ポイント増の33.5%となりました（経済産業省「令和2年度産業経済研究委託事業（電子商取引に関する市場調査）報告書」）。

しかしながら、企業間電子商取引（BtoB）市場を巡る新たな規制の導入や何らかの予期せぬ要因により、当社グループの期待どおりに同市場の拡大又は、企業間電子商取引（BtoB）の普及が進まない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、企業間電子商取引市場の拡大が進んだ場合であっても、当社グループが同様なペースで順調に成長しない可能性もあります。

② 競合について

当社グループは、BtoB（企業間電子商取引）プラットフォームにおいて、「BtoB-PF FOOD事業」、「BtoB-PF ES事業」、その他の総合的なサービスの提供とシステム連動により利用企業が効率的かつ効果的に活用できるBtoBプラットフォームを構築しております。また、1998年6月に「ASP商談事業（現BtoB-PF ES事業）」における「食品食材市場（現BtoBプラットフォーム 商談）」の運営を開始して以来、経営資源を利用企業全体でコストシェアすることが可能な標準システムにより安価な価格帯を実現した価格優位性により競争力の強化及び競合他社との差別化に努めております。

しかしながら、当社グループと同様にインターネットを活用しシステムを提供している競合企業が存在しており、これらの企業及び新規参入企業との競合が激化した場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 新型コロナウイルス感染症について

当社グループでは、基本原則として従業員とその家族、取引先企業等、当社のステークホルダーの安全確保を第一に事業活動に取り組んでおります。具体的には、テレワーク化進展による在宅勤務体制の整備に加え、出勤時の時差出勤やテレビ会議システムの導入による対面機会を極力減らすことで感染予防に努めております。

新型コロナウイルス感染症については、終息に向かっていくものと想定しておりますが、長期化した場合には、緊急事態宣言の発出に伴う活動自粛要請など、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当面は先行きの見通しが困難な状況が続くものと見込まれ、業績に与える影響を具体的に予想することが困難であります。

① BtoB-PF FOOD事業

「BtoBプラットフォーム受発注」は、主な利用企業である飲食店等が休業・営業時間短縮要請を受け、食材等の流通金額が減少することにより、取引先である食品卸等の売り手企業のうち、従量制（食材取引高に応じて課金）の料金体系を選択した企業のシステム使用料が一時的に減少する可能性が想定されます。

他方で、新型コロナウイルス感染症の拡大は、それまで潜在化していたシステム化による店舗運営の効率化ニーズを顕在化させ、「BtoBプラットフォーム 受発注」及び「BtoBプラットフォーム 規格書」の営業機会が拡大する可能性が想定されます。

② BtoB-PF ES事業

新型コロナウイルス感染症の拡大はデジタルトランスフォーメーション推進を加速させ、テレワーク導入・実施を推進する企業への「BtoBプラットフォーム 請求書」及び「BtoBプラットフォーム 契約書」の営業機会拡大に影響する可能性が想定されます。

(5) TCFD提言に沿った情報開示

当社グループは、「世の中の役に立ち、世の中に必要とされ、世の中に喜んでいただける事業を通じ、お客様と共に会社も個人も成長し続け、社会に貢献していきます。」という理念の下、事業活動を通じて社会・環境の持続的な発展に貢献し、企業価値を中長期的に向上させることを目指しております。気候変動は世界の持続的な発展の脅威であるとの認識に立ち、当社はTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）の提言に沿った情報開示など気候変動対策に積極的に取り組んでまいります。

当社事業の中核をなすBtoBプラットフォームが、企業と企業間の取引・やり取りをデジタル化し、利用者における業務効率化と経営高度化を可能にする重要な産業インフラであることから、持続性と安定性をもったサービス提供を継続することが社会的な使命であるとの自覚にたち、2021年に「サステナビリティ推進規程」を制定してサステナビリティ委員会を設置し、サステナビリティ推進体制を整備しました。サステナビリティ委員会においてサステナビリティ基本方針を定め、全社的事業戦略の中でのサステナビリティ重要課題を抽出して具体的な施策・取り組みを継続的かつ組織的に策定・実行すると共に、TCFDの提言を踏まえた情報開示を推進してまいります。

① ガバナンス

当社グループでは、気候変動に関わる重要事項を適切にマネジメントするために、当社代表取締役社長を委員長とするサステナビリティ委員会を設置しております。サステナビリティ委員会では、目標とする指標の決定、推進体制の整備、活動計画の策定及び進捗状況のモニタリングを行っております。これらの結果は取締役会、経営会議等へ報告されており、適切に管理・監督が行われております。

② 戦略

国際エネルギー機関（IEA）や、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）が公表する複数の既存シナリオ（2℃シナリオ：地球の平均気温が産業革命の前と比べて2℃未満の上昇に抑えられるシナリオ、4℃シナリオ：地球の平均気温が産業革命の前と比べて4℃前後上昇するシナリオ）における財務的影響及び事業インパクトを把握し、気候変動リスク・機会に対する組織・戦略のレジリエンスを評価することを目的として、シナリオ分析を実施しております。以下のとおり、2℃シナリオでは、新たな政策や技術の導入、市場価格の変動などによる影響が短期から中期にわたって生じ、調達コストの増加や顧客の購買力の低下を通じて財務的なリスクになると認識しております。同時に、気候変動に適応した新たな技術やエネルギーを導入している調達先や顧客があることから、その点では機会の向上を通じて財務への好影響も生じると認識しております。4℃シナリオでは、自然災害や気温上昇による影響が中長期に及び、調達においても販売においても中長期的なリスクが生じると認識しております。

(i) 2℃シナリオ

リスク・機会		指標	サプライチェーン	影響度 (短期)	影響度 (中期)	影響度 (長期)
移行リスク	政策・法規制リスク	CO2排出規制による財務的影響	調達	中	高	低
			売上	中	中	低
	技術リスク	新規施設・機材の入替による財務的影響	調達	中	高	低
			売上	中	中	低
	市場リスク	コスト増・需要減による財務的影響	調達	低	低	低
			売上	高	中	低
	評判リスク	製品・サービスへの悪評による財務的影響	調達	中	中	低
			売上	中	中	中
物理的リスク	急性リスク	自然災害による財務的影響	調達	低	低	低
			売上	低	低	低
	慢性リスク 1	気温上昇による財務的影響	調達	低	低	低
			売上	低	低	低
	慢性リスク 2	海面上昇による財務的影響	調達	低	低	低
			売上	低	低	低
機会	資源の効率性	交通・流通・建物の効率性増による財務的影響	調達	低	低	低
			売上	中	中	低
	エネルギー源	低炭素エネルギー源増による財務的影響	調達	中	高	低
			売上	中	中	低
	製品・サービス	新製品・サービスの開発による財務的影響	調達	低	中	中
			売上	中	中	低
	市場	新市場の登場による財務的影響	調達	低	低	低
			売上	中	中	低
	強靱性	省エネ・資源代替による財務的影響	調達	中	高	低
			売上	中	中	低

(ii) 4℃シナリオ

リスク・機会		指標	サプライチェーン	影響度 (短期)	影響度 (中期)	影響度 (長期)
移行リスク	政策・法規制リスク	CO2排出規制による財務的影響	調達	低	低	低
			売上	低	低	低
	技術リスク	新規施設・機材の入替による財務的影響	調達	低	低	低
			売上	低	低	低
	市場リスク	コスト増・需要減による財務的影響	調達	低	低	低
			売上	低	低	低
	評判リスク	製品・サービスへの悪評による財務的影響	調達	低	低	低
			売上	低	低	低
物理的リスク	急性リスク	自然災害による財務的影響	調達	低	中	中
			売上	中	中	中
	慢性リスク 1	気温上昇による財務的影響	調達	低	中	中
			売上	中	中	低
	慢性リスク 2	海面上昇による財務的影響	調達	低	低	中
			売上	中	中	中
機会	資源の効率性	交通・流通・建物の効率性増による財務的影響	調達	低	低	低
			売上	低	低	低
	エネルギー源	低炭素エネルギー源増による財務的影響	調達	低	低	低
			売上	低	低	低
	製品・サービス	新製品・サービスの開発による財務的影響	調達	低	低	低
			売上	低	低	低
	市場	新市場の登場による財務的影響	調達	低	低	低
			売上	低	低	低
	強靱性	省エネ・資源代替による財務的影響	調達	低	低	低
			売上	低	低	低

③ リスク管理

(i) 気候関連リスクの管理

当社グループでは、気候変動に関わるリスクと機会について、2℃シナリオ及び4℃シナリオの分析結果を基にサステナビリティ委員会で詳細な検討を行っております。当社グループにとって重要な気候変動に関わるリスクと機会については、取締役会へ報告を行っております。

(ii) 総合的リスク管理への統合

当社グループでは、発生しうるリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応等を行うためにリスク管理委員会を設置しております。リスク管理委員会では、気候関連リスクを含めた業務の遂行を阻害、損失・不利益等を及ぼす事態を生じさせる要因を識別・評価し、進捗状況のモニタリングを行っております。リスク管理委員会で協議された内容は、取締役会による管理・監督の下、当社グループの戦略に適切に反映されております。

④ 指標と目標

当社グループでは、シナリオ分析において明確化した指標をモニタリングすることにより、気候変動のリスクと機会を管理しております。また、温室効果ガス排出量を算定し、炭素強度やカーボンプライシングの把握に取り組んでおります。今後は当社の温室効果ガス排出量の大部分を占めているScope3について、協力会社への働きかけや再生可能エネルギーの導入などを通じて排出量の削減を進め、カーボンニュートラルの実現を目指してまいります。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度（2021年1月1日～12月31日）における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染者数の増加と減少の影響を強く受け、企業業績を取り巻く環境の先行き不透明感は完全には払拭されず、総じて慎重な姿勢が続く動きとなりました。

当社グループが主に事業を展開する国内の2020年のBtoB（企業間電子商取引）-EC市場規模は、前年比5.1%減の334.9兆円、小売・その他サービスを除いた商取引に対する電子商取引の割合であるEC化率が前年比1.8ポイント増の33.5%となりました（経済産業省「令和2年度産業経済研究委託事業（電子商取引に関する市場調査）報告書」）。

このような環境下において、当社グループは当連結会計年度におきまして、経営方針である、「成長と利益の両立」及び「収益源の多角化への仕掛け」に取り組みました。

「BtoB-PF FOOD事業」の「BtoBプラットフォーム 受発注」、「BtoBプラットフォーム 規格書」及び、「BtoB-PF ES事業」の「BtoBプラットフォーム 請求書」等の利用拡大により、当連結会計年度末（2021年12月末）の「BtoBプラットフォーム」全体の企業数（海外を除く）は、前連結会計年度末比157,108社増の679,684社、全体の事業所数（海外を除く）は、前連結会計年度末比276,805事業所増の1,309,477事業所となりました（注1）。

当連結会計年度の売上高は、「BtoB-PF FOOD事業」の「BtoBプラットフォーム 受発注」、「BtoBプラットフォーム 規格書」における管理システム・クラウド化を求める買い手企業の新規稼働数の増加によるシステム使用料の増加及び「BtoB-PF ES事業」の「BtoBプラットフォーム 請求書」における業務効率化及びDX（デジタルトランスフォーメーション）化への関心の高まりとテレワークの進展によるシステム使用料の増加で、9,835百万円と前年度比1,058百万円（12.1%）の増加となりました。利益面は、売上原価における利用拡大に応じたサーバー体制の増強及びDR（Disaster Recovery/災害復旧）対策の実施によるデータセンター費の増加、販売費及び一般管理費における事業拡大に必要な営業部門の補強による人件費の増加及び、マーケティング施策の積極的な実施による販売促進費の増加で、営業利益は1,030百万円と前年度比440百万円（30.0%）の減少、経常利益は1,021百万円と前年度比436百万円（29.9%）の減少、親会社株主に帰属する当期純利益は、538百万円と前年度比475百万円（46.9%）の減少となりました。

（注1）「BtoBプラットフォーム」全体の企業数とは、「BtoBプラットフォーム」に登録された有料及び無料で利用する企業数のうち重複企業を除いた企業数であり、全体の事業所数とは、本社・支店・営業所・店舗の合計数であります。

セグメント別の業績は次のとおりであります。

(i) BtoB-PF FOOD事業

「BtoBプラットフォーム 受発注」の買い手企業は、テイクアウト・デリバリー等の新業態及び外食チェーン・ホテル等での業務効率化を目的とした新規契約数が増加し、システム使用料及びセットアップ売上高が増加いたしました。また、買い手企業の食材等の流通金額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う飲食店の営業自粛・休業等の影響を受け、食材等の流通金額が低調に推移していましたが、年末にかけて回復したことにより、売り手企業の従量制（食材取引高に応じて課金）のシステム使用料が増加しました。その結果、当連結会計年度末の買い手企業数は3,439社（前連結会計年度末比254社増）、売り手企業数は40,120社（同2,188社増）となりました（注2）。また、「BtoBプラットフォーム 規格書」は、食の安心・安全、アレルギー対応の意識の高まりから、各機能の利用企業数が増加いたしました。当連結会計年度末の買い手機能は892社（前連結会計年度末比86社増）、卸機能は709社（同12社増）、メーカー機能は8,599社（同487社増）となりました（注2）。

当連結会計年度の「BtoB-PF FOOD事業」の売上高は7,000百万円と前年度比312百万円（4.7%）の増加、営業利益は2,163百万円と前年度比523百万円（19.5%）の減少となりました。

(ii) BtoB-PF ES事業

「BtoBプラットフォーム 請求書」は、業務効率化及びDX化への関心の高まりとテレワークの定着により、フード業界のみならず幅広い業界で大手案件を中心に受取側・発行側の新規有料契約企業数が増加したことに加え、請求書電子データ化の推進によりログイン社数が増加し、システム使用料及びセットアップ売上高が増加いたしました。その結果、当連結会計年度末の「BtoBプラットフォーム 請求書」の企業数は670,528社（前連結会計年度末比157,488社増）（注2）、その内数である受取側契約企業数は4,192社（同678社増）、発行側契約企業数は2,336社（同514社増）、合計で6,528社（同1,192社増）となりました（注2）。また、「BtoBプラットフォーム 商談」の買い手企業数は7,615社（同138社増）、売り手企業数は1,428社（同4社増）となりました（注2）。

当連結会計年度の「BtoB-PF ES事業」の売上高は2,835百万円と前年度比749百万円（36.0%）の増加、営業損失は「BtoBプラットフォーム 請求書」の事業拡大に必要な営業部門の人員補強による人件費及びマーケティング施策の積極的な実施による販売促進費が増加し、1,137百万円（前年度は営業損失1,218百万円）となりました。

(iii) その他

中国・台湾で提供していた「SaaSシステム」は事業の整理等を実施しており、2020年11月30日にサービスの提供を停止しました。

当連結会計年度の「その他」の売上高は3百万円（前年度は売上高44百万円）、営業損失は6百万円（前年度は営業損失4百万円）となりました。

（注2）セグメント別の企業数は、システムを利用する企業数の全体数を表示しております。

② キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下、「資金」）の残高は、前連結会計年度末に比べ645百万円減少し、6,410百万円となりました。各キャッシュ・フローの状況とそれらの主な要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による資金の増加は、1,678百万円（前連結会計年度は1,981百万円の収入）となりました。主な収入は、税金等調整前当期純利益808百万円、減価償却費1,044百万円であり、主な支出は、法人税等の支払額237百万円等であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による資金の減少は、1,804百万円（前連結会計年度は1,342百万円の支出）となりました。主な支出は、「BtoBプラットフォーム」等システム開発に伴う無形固定資産の取得による支出1,181百万円等であります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による資金の減少は、532百万円（前連結会計年度は849百万円の支出）となりました。主な支出は、配当金の支払額532百万円等であります。

③ 生産、受注及び販売の実績

(i) 生産実績

当社の主な業務は、BtoBプラットフォームの運営、各種サービスの提供であり、生産に該当する事項がありませんので、生産実績に関する記載はしていません。

(ii) 受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高（千円）	前期比（％）	受注残高（千円）	前期比（％）
BtoB-PF FOOD事業	7,033,889	105.1	489,152	107.3
BtoB-PF ES事業	2,866,568	136.1	315,877	111.0
その他	313	0.8	—	—
合計	9,900,771	112.1	805,029	108.3

（注）1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 受注高及び受注残高の内容は、次のとおりとなっております。

・各セグメント共通

各セグメントの受注高は、主に当連結会計年度に新規利用及び利用継続で確定したシステム使用料等であり、受注残高は翌月以降に売上計上が確定しているシステム使用料等であります。

・BtoB-PF ES事業

受注高には、当連結会計年度に新規利用及び利用更新により確定したシステム使用料等が含まれ、受注残高には、年間契約に基づく未経過期間のシステム使用料等が含まれております。

・その他

中国・台湾で提供していた「SaaSシステム」は事業の整理等を実施しており、2020年11月30日にサービスの提供を停止しております。

(iii) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前期比（％）
BtoB-PF FOOD事業	7,000,458	104.7
BtoB-PF ES事業	2,835,139	136.0
その他（注2）	3,613	8.1
セグメント間取引	△3,613	—
合計	9,835,598	112.1

（注）1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 中国・台湾で提供していた「SaaSシステム」は事業の整理等を実施しており、2020年11月30日にサービスの提供を停止しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(i) 当連結会計年度の財政状態の分析

当連結会計年度末（2021年12月末）の資産合計は、13,743百万円（前連結会計年度末比727百万円増）となりました。

流動資産は、9,143百万円（前連結会計年度末比332百万円増）となりました。主な増加要因は有価証券が504百万円増加したことなどによるものであります。

固定資産は、4,599百万円（前連結会計年度末比395百万円増）となりました。主な増加要因はソフトウェアが207百万円、投資有価証券が123百万円増加したことなどによるものであります。

当連結会計年度末（2021年12月末）の負債合計は、2,318百万円（前連結会計年度末比596百万円増）となりました。

流動負債は、2,276百万円（前連結会計年度末比585百万円増）となりました。主な増加要因は賞与引当金が429百万円、未払法人税等が173百万円増加したことなどによるものであります。

固定負債は、42百万円（前連結会計年度末比10百万円増）となりました。主な増加要因は資産除去債務が10百万円増加したことによるものであります。

純資産は、11,425百万円（前連結会計年度末比131百万円増）となりました。主な増加要因は繰越利益剰余金が5百万円、非支配株主持分が88百万円増加したことなどによるものであります。

(ii) 当連結会計年度の経営成績の分析

(売上高)

当連結会計年度の売上高は、9,835百万円（前年度比12.1%増）となりました。

「BtoB-PF FOOD事業」の売上高は、テイクアウト・デリバリー等の新業態及び外食チェーン・ホテル等での業務効率化を目的とした新規契約数が増加し、システム使用料及びセットアップ売上高が増加いたしました。また、買い手企業の食材等の流通金額は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う飲食店の営業自粛・休業等の影響を受け、食材等の流通金額が低調に推移していましたが、年末にかけて回復したことにより、売り手企業の従量制（食材取引高に応じて課金）のシステム使用料が増加しました。「BtoBプラットフォーム 規格書」は、食の安心・安全、アレルギー対応の意識の高まりから、各機能の利用企業数が増加し、7,000百万円と前年度比312百万円（4.7%）の増加となりました。

「BtoB-PF ES事業」の売上高は、「BtoBプラットフォーム 請求書」において、業務効率化及びDX化への関心の高まりとテレワークの定着により、フード業界のみならず幅広い業界で大手案件を中心に受取側・発行側の新規有料契約企業数が増加したことに加え、請求書電子データ化の推進によりログイン社数が増加し、システム使用料及びセットアップ売上が増加したことから、2,835百万円と前年度比749百万円（36.0%）の増加となりました。

(売上原価・売上総利益)

当連結会計年度の売上原価は、3,627百万円（前年度比34.6%増）となりました。主な項目は、BtoBプラットフォームのシステム開発に伴うソフトウェア償却費814百万円、今後の利用拡大に備えたサーバー増強により増加したデータセンター費1,736百万円であります。この結果、売上総利益は6,207百万円となりました。

(販売費及び一般管理費)

当連結会計年度の販売費及び一般管理費は、5,177百万円（前年度比12.3%増）となりました。主な項目は、給与手当1,781百万円、販売促進費662百万円、支払手数料469百万円、賞与215百万円であります。

(営業利益・経常利益・親会社株主に帰属する当期純利益)

利益面は、売上原価における利用拡大に応じたサーバー体制の増強及びDR（Disaster Recovery/災害復旧）対策の実施によるデータセンター費の増加、販売費及び一般管理費における事業拡大に必要な営業部門の補強による人件費の増加及び、マーケティング施策の積極的な実施による販売促進費の増加で、営業利益は1,030百万円（前年度比30.0%減）、経常利益は1,021百万円（前年度比29.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は538百万円（前年度比46.9%減）となりました。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(i) キャッシュ・フローの状況について

「第2 事業の状況 3 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (1) 経営成績等の状況の概要 ②キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

(ii) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの運転資金需要のうち主なものは、「BtoBプラットフォーム」のデータサーバ費用のほか、人件費及び販促費等を中心とした営業費用であります。また、投資を目的とした資金需要としましては、「BtoBプラットフォーム」のシステム運営及び開発によるものであります。

上記運転資金及び投資資金につきましては、内部資金及び金融機関からの借入により資金調達を行っております。

なお、当連結会計年度末における短期借入金の残高は770,000千円となっております。

また、当連結会計年度末における現金及び現金同等物の残高は6,410,479千円となっております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表はわが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、必要と思われる見積りは合理的な基準に基づいて実施しております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

なお、新型コロナウイルス感染症による今後の影響等を含む仮定に関する情報は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)、2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

また、当社グループの連結財務諸表で採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しております。

④ 経営成績に重要な影響を与える要因について

「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」をご参照ください。

⑤ 経営者の問題認識と今後の方針について

「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」をご参照ください。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度における設備投資の総額は1,783,557千円であります。セグメント別の設備投資は、次のとおりであります。

(1) BtoB-PF FOOD事業

「BtoBプラットフォーム 受発注」及び「BtoBプラットフォーム 規格書」に関するサイト開発費等834,003千円の投資を実施いたしました。

(2) BtoB-PF ES事業

「BtoBプラットフォーム 請求書」及び「BtoBプラットフォーム 商談」に関するサイト開発費等949,554千円の投資を実施いたしました。

2【主要な設備の状況】

提出会社

2021年12月31日現在における主要な設備の状況は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (名)
			建物	工具、 器具及 び備品	ソフト ウェア	ソフト ウェア 仮勘定	合計	
本社 (東京都港区)	BtoB-PF FOOD事業 BtoB-PF ES事業	事務所 サーバー パソコン 什器等	73,315	13,414	2,476,832	204,719	2,768,281	417 (81)
さとむすび (東京都大田区)	BtoB-PF ES事業	飲食店舗 用設備	—	—	—	—	—	2 (7)
西日本営業所 (大阪市淀川区)	BtoB-PF FOOD事業	事務所 パソコン 等	—	—	—	—	—	13 (0)
福岡カスタマーセ ンター (福岡市博多区)	—	事務所 パソコン 等	54,579	19,423	—	—	74,003	74 (12)

- (注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 現在休止中の設備はありません。
3. 従業員数は就業人員を記載しており、臨時従業員は年間平均雇用人員を（ ）内に外数で記載しております。
4. 上記のほか主要な賃借資産として以下のものがあります。

事業所名	セグメントの名称	設備の内容	面積	年間賃借料（千円）
本社	BtoB-PF FOOD事業 BtoB-PF ES事業	事業所	2,183.14㎡	190,195
さとむすび	BtoB-PF ES事業	飲食店舗	238.30㎡	16,434
西日本営業所	BtoB-PF FOOD事業	事業所	204.42㎡	5,564
福岡カスタマーセンター	—	同上	718.63㎡	54,085
本社	BtoB-PF FOOD事業 BtoB-PF ES事業	サーバーシステム	—	1,754,122

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメントの名称	設備の 内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了 予定年月		完成後の 増加能力
				総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
株式会社 インフォマート	東京都 港区	BtoB-PF FOOD事業 BtoB-PF ES事業	BtoBプラット フォーム に係るソフ トウェアの 開発等	2,330,212	—	自己資金 及び借入金	2022年 1月	2022年 12月	利用企業 数増加と 顧客利便 性向上

(注) 1. 上記金額には消費税等は含まれておりません。
2. 2022年度における投資予定金額であります。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	721,408,000
計	721,408,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） (2021年12月31日)	提出日現在 発行数（株） (2022年3月31日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	259,431,200	259,431,200	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数100株
計	259,431,200	259,431,200	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年1月1日（注）1.	64,857,800	129,715,600	—	3,212,512	—	2,649,287
2020年1月1日（注）1.	129,715,600	259,431,200	—	3,212,512	—	2,649,287

（注）1. 株式分割（1：2）によるものであります。

(5) 【所有者別状況】

2021年12月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）							単元未満株式の状況（株）
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他	計
					個人以外	個人		
株主数（人）	-	26	19	22	209	8	3,630	3,914
所有株式数（単元）	-	539,905	17,337	64,973	1,294,023	38	677,680	2,593,956
所有株式数の割合（%）	-	20.81	0.67	2.50	49.89	0.00	26.13	100

（注）自己株式30,845,063株は、「個人その他」に308,450単元及び「単元未満株式の状況」に63株を含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2021年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（%）
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11-3	28,736,700	12.57
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD. （常任代理人 立花証券株式会社）	P.O BOX 309 UGLAND HOUSE, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN KY 1-1104, CAYMAN ISLANDS （東京都中央区日本橋茅場町1丁目13-14）	18,600,800	8.14
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	P.O. BOX 351, BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A （東京都港区港南2丁目15-1）	14,207,874	6.22
米多比 昌治	福岡県福岡市中央区	12,804,000	5.60
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140051 （常任代理人 株式会社みずほ銀行）	240 GREENWICH STREET, NEW YORK, NY 10286, U.S.A. （東京都港区港南2丁目15-1）	11,662,500	5.10
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	11,150,800	4.88
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT （常任代理人 香港上海銀行）	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111	7,010,963	3.07
藤田 尚武	千葉県浦安市	6,813,756	2.98
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	6,400,000	2.80
株式会社ジェフグルメカード	東京都港区浜松町1丁目29-6 浜松町セントラルビル9階	6,400,000	2.80
計	—	123,787,393	54.15

（注）1. 当社は、自己株式を30,845,063株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 2021年6月9日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書においては、シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドが2021年6月2日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	株券等保有割合（%）
シンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド	シンガポール 048624、UOBプラザ #24-21、ラッフルズ・プレイス80	32,147,600	12.39

3. 2021年5月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書においては、ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー及びその共同保有者が2021年4月30日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
ベイリー・ギフォード・アンド・カンパニー	カルトン・スクエア、1 グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	16,912,100	6.52
ベイリー・ギフォード・オーバーシーズ・リミテッド	カルトン・スクエア、1 グリーンサイド・ロウ、エジンバラ EH1 3AN スコットランド	6,661,600	2.57
計	—	23,573,700	9.09

4. 2021年9月21日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書においては、JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社及びその共同保有者が2021年9月15日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7番3号 東京ビルディング	14,356,300	5.53
JPモルガン・アセット・マネジメント (アジア・パシフィック) リミテッド	香港、セントラル、コーノート・ロード 8、チャーター・ハウス21階	1,385,100	0.53
ジェー・ピー・モルガン・セキュリ ティーズ・ピーエルシー	英国、ロンドン E14 5JP カナリー・ウ ーフ、バンク・ストリート25	467,508	0.18
計	—	16,208,908	6.25

5. 2019年4月2日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書においては、ティーアイイーエー・シーアールイーエフ・インベストメント・マネジメント・エルエルシーが2019年3月26日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、当社は2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、所有株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
ティーアイイーエー・シーアールイー エフ・インベストメント・マネジメン ト・エルエルシー	米国ニューヨーク州10017、ニューヨーク 市サード・アヴェニュー730	5,089,360	3.92
ティーチャーズ・アドバイザーズ・エ ルエルシー	米国ニューヨーク州10017、ニューヨーク 市サード・アヴェニュー730	1,618,900	1.25
計	—	6,708,260	5.17

6. 2018年6月4日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書においては、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者が2018年5月28日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、株式会社三菱UFJ銀行以外は、当社として2021年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、当社は2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、所有株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。
- なお、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者の大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	3,200,000	2.47
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	1,868,100	1.44
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	410,600	0.32
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	1,205,400	0.93
計	—	6,684,100	5.15

7. 2018年4月4日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書においては、マフューズ・インターナショナル・キャピタル・マネージメント・エルエルシーが2018年3月30日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、当社は2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、所有株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
マフューズ・インターナショナル・キャピタル・マネージメント・エルエルシー	アメリカ合衆国 カリフォルニア州 サンフランシスコ、エンバーカデロ・センター4、スイート550	6,421,300	4.95

8. 2018年12月7日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書においては、マフューズ・インターナショナル・ファンズが2018年12月5日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、当社は2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、所有株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
マフューズ・インターナショナル・ファンズ	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ、エンバーカデロ・センター4、スイート550	5,249,200	4.05

9. 2019年12月4日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書においては、モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッドが2019年11月29日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、当社は2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、所有株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
モンドリアン・インベストメント・パートナーズ・リミテッド	英国 EC2V 7JD ロンドン市、グresham・ストリート10、5階	5,209,800	4.02

10. 2016年4月22日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書においては、ニッセイアセットマネジメント株式会社が2016年4月15日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、当社は2017年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行い、2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、所有株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
ニッセイアセットマネジメント株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号	2,561,100	3.95

11. 2019年4月2日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書においては、ワサッチ・アドバイザーズ・インクが2019年3月29日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年12月31日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。また、当社は2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っておりますが、所有株式数については当該株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株券等保有割合 (%)
ワサッチ・アドバイザーズ・インク	アメリカ合衆国 84108 ユタ州ソールト・レーク・シティ、ワカラ・ウェイ 505番3階	4,687,858	3.61

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年12月31日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	普通株式 30,845,000	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 228,550,600	2,285,506	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。
単元未満株式	普通株式 35,600	—	—
発行済株式総数	259,431,200	—	—
総株主の議決権	—	2,285,506	—

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式数には、当社所有の自己株式63株が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数 (株)	他人名義所有株式数 (株)	所有株式数の合計 (株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合 (%)
株式会社インフォマート	東京都港区海岸一丁目2番3号	30,845,000	—	30,845,000	11.89
計	—	30,845,000	—	30,845,000	11.89

(注) 2021年3月25日開催の当社取締役会において決議した譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分にに基づき、4月23日に自己株式17,541株の処分を実施しております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転 を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他	17,541	15,751,818	—	—
保有自己株式数	30,845,063	—	30,845,063	—

(注) 2022年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取り及び売渡による株式は含まれておりません。

3【配当政策】

当社グループは、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題と認識しており、経営成績の向上及び財務体質の強化を図りつつ、個別業績に応じた配当（基本配当性向50.0%）を継続的に行うこと、及び中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを、配当政策の基本方針としております。

これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当連結会計年度の配当につきましては、この配当政策にもとづき、株主還元、安定配当の維持を踏まえ総合的に勘案した結果、中間配当は、1株当たり0.47円の配当、期末配当は、1株当たり0.96円の配当を実施することを決定いたしました。

内部留保資金につきましては、顧客ニーズへの対応、顧客利便性の向上及びシステムの安定稼動のために、今後も「BtoBプラットフォーム」のシステム開発及びサーバー等への有効投資を実施してまいります。

今後につきましても、利益配当による株主に対する利益還元を重視してまいります。

当社は、「取締役会の決議によって、毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。

なお、当連結会計年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（千円）	1株当たり配当額（円）
2021年7月30日 取締役会決議	107,435	0.47
2022年3月30日 定時株主総会決議	219,442	0.96

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、企業価値の継続的な向上のため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を経営の最重要事項として以下のとおり取り組んでおります。

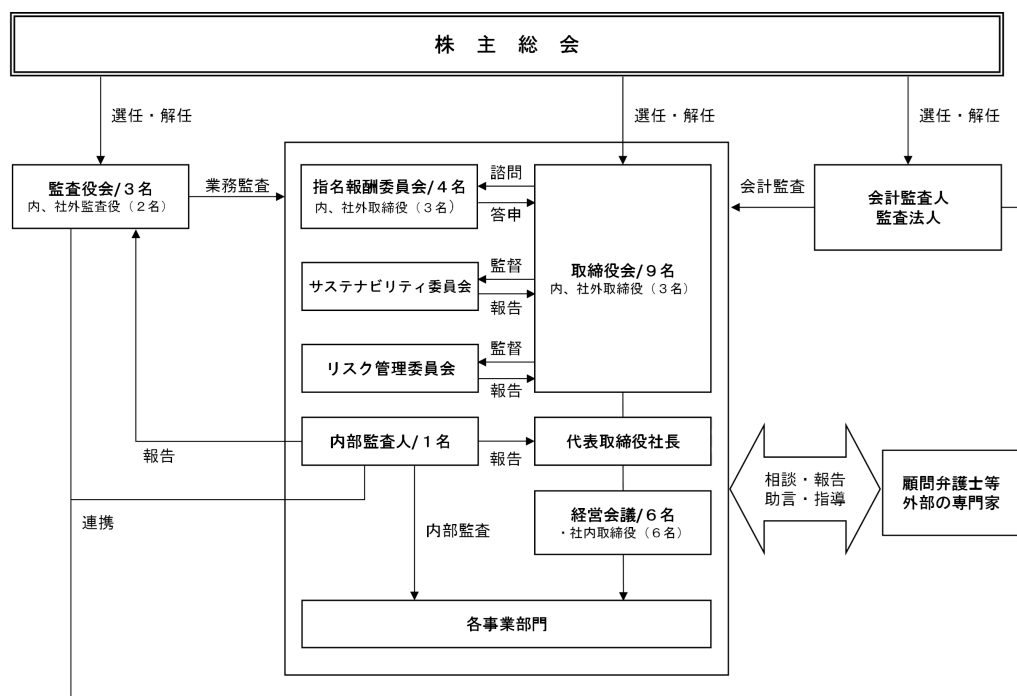
1. 迅速かつ適切な情報開示の実施を通して、株主に対する説明責任を果たしてまいります。
2. 迅速な意思決定及び業務執行のため、経営体制を強化してまいります。
3. 経営監視体制及びコンプライアンス体制の継続的な強化を通して、ステークホルダー（利害関係者）の信頼を得てまいります。

今後も、会社の規模拡大に応じ、コーポレート・ガバナンス体制を適時改善しながら、より一層の充実を図ってまいります。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、当社事業内容に精通した社内取締役 6 名と独立性が高い社外取締役 3 名（2022年 3 月 31 日現在）で取締役会を構成しております。また、当社は監査役会制度を採用しており、社外監査役 2 名を含む 3 名（2022年 3 月 31 日現在）で監査役会を構成しております。当社の現在の事業規模や業態等において、経営の透明性・公正性を保持すること及び監視・監督機能を発揮するにあたり、現時点において最適な体制を構築しております。これにより適切なコーポレート・ガバナンスの実現を可能としております。

本書提出日現在、当社のコーポレート・ガバナンスの体制の概要は、以下のとおりであります。



1. 取締役会

毎月開催される定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、経営会議での議論も踏まえて経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行っております。取締役会は、経営から独立した社外取締役 3 名を含む取締役 9 名で構成されており、議長は代表取締役社長である中島健氏が務めております。なお、取締役会の構成員は以下のとおりです。

取締役会長 長尾収、取締役副会長 長濱修、代表取締役社長 中島健、取締役副社長 藤田尚武、取締役 村上肇、取締役 木村慎、社外取締役 加藤一隆、社外取締役 岡橋輝和、社外取締役 兼川真紀

2. 監査役会

毎月開催される監査役会に加え、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役は取締役会などの会社の重要な会議に出席しているほか、監査役会で策定した方針や分担に基づき監査役監査を実施し、代表取締役の業務執行と取締役の経営行動を監視・監査しております。監査役会は、経営から独立した社外監査役 2 名を含む監査役 3 名で構成されており、議長は常勤監査役である宮澤等氏が務めております。なお、監査役会の構成員は以下のとおりです。

常勤監査役 宮澤等、社外監査役 垣花直樹、社外監査役 瀧野良夫

3. 指名報酬委員会

取締役の指名及び報酬等の決定に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しております。指名報酬委員会では、取締役会より諮問を受けた事項に関し協議を行い、協議結果を取締役に答申しております。指名報酬委員会は、経営から独立した社外取締役3名を含む取締役4名で構成されており、委員長は社外取締役である加藤一隆氏が務めております。なお、指名報酬委員会の構成員は以下のとおりです。

社外取締役 加藤一隆、社外取締役 岡橋輝和、社外取締役 兼川真紀、代表取締役社長 中島健

4. 経営会議

当社では、週1回、原則として社内役員が出席する経営会議を開催しております。経営会議では、経営会議規程に基づき、事業計画及び業績についての検討及び重要な業務に関する意思決定を行っております。

5. 指名報酬委員会を除く任意の委員会

(1) サステナビリティ委員会

当社は、事業活動を通じて社会・環境の持続的な発展に貢献することにより会社の企業価値の向上を図ることを目的として、サステナビリティ委員会を設けております。サステナビリティ委員会では、サステナビリティに関する課題がビジネスモデルや戦略に及ぼす影響を分析し、対応策について審議しております。

(2) リスク管理委員会

当社は、当社において発生しうるリスクの発生防止に係る管理体制の整備、発生したリスクへの対応等を行うことにより業務の円滑な運営を図ることを目的として、リスク管理委員会を設けております。リスク管理委員会では、各部門のリスクの検証及び対応策について協議しております。

③ 企業統治に関するその他の事項

イ. 内部統制システム及びリスク管理体制の整備の状況

当社は、取締役会において、以下のとおり「内部統制システムの基本方針」を定め、これに基づいて内部統制システム及びリスク管理体制の整備を行なっております。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 取締役会は、取締役会規程及び取締役会付議基準に基づき、法令、定款に定める事項、会社の業務執行についての重要事項を決定する。
- (ii) 代表取締役社長は、法令、定款及び規則、規程、要領等（以下「社内規程」という）に基づき、取締役会から委任された会社の業務執行の決定を行うとともに、かかる決定、取締役会決議及び社内規程に従い職務を執行する。
- (iii) 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は、会社の業務執行状況を取締役会規程に基づき取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督する。
- (iv) 取締役の職務執行状況は、監査役会規程及び監査役監査基準に基づき監査役の監査を受ける。
- (v) 当社は、「理念」に基づき、取締役及び使用人がとるべき行動の基準、規範を示した「行動指針」を制定し、併せて取締役の職務執行に係るコンプライアンスについて、通報、相談を受け付ける窓口を内部通報者保護規程に基づき設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (i) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、人事・総務部門責任者を担当とし、情報の内容に応じて保存及び管理の責任部署を文書管理規程及び職務分掌規程において定める。
- (ii) 責任部署は、取締役の職務の執行に係る情報を適切に記録し、法令及び文書管理規程その他の社内規程に基づいて、定められた期間、厳正に保存、管理する。また、その保存媒体に応じて、安全かつ検索性の高い状態を維持し、取締役及び監査役からの閲覧要請に速やかに対応する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (i) リスク管理体制の基礎としてリスク管理規程を定め、当該規程に基づきリスク管理委員会を設置し、個々のリスクを認識し、その把握と管理を行い、またリスク管理責任者を決定し、管理体制を構築する。
- (ii) 重要ないし緊急の不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、リスク管理委員会及び顧問弁護士等を含む緊急対策委員会を組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整える。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (i) 取締役会を毎月開催し、経営会議での議論も踏まえて経営上の重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行の監督を行う。また、週1回、原則として社内取締役が出席する経営会議を開催し、経営会議規程に基づき、事業計画及び業績についての検討及び重要な業務に関する意思決定を行う。
- (ii) 職務執行に関する権限及び責任については、職務分掌規程及び職務権限規程その他の社内規程におい

て明文化し、適時適切に見直しを行う。

(iii)業務管理に関しては、年度毎に予算及び事業計画を策定し、その達成に向けて、月次で予算管理を行うほか、主要な営業係数については、日次、週次で進捗管理を行う。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(i)取締役及び使用人がとるべき行動の基準、規範を示した「行動指針」に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行うとともに、問題があった場合は就業規則に基づき厳正に処分する。また、その徹底を図るため、人事・総務部門においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部門を中心に役職員教育等を行う。

(ii)内部監査人は、人事・総務部門と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に代表取締役社長及び常勤監査役に報告されるものとする。

(iii)法令上疑義のある行為等について、使用人が直接情報提供を行う手段として内部通報者保護規程を運用、活用する。

6. 株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i)関係会社管理規程に基づき、グループ各社の業務の円滑化と管理の適正化を図る。また、必要に応じてグループ各社への指導・支援を行う。

(ii)一定の重要事項及びリスク情報に関しては、基準を設け、当社への決裁・報告制度によりグループ各社の経営管理を行う。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができるものとする。

8. 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項

(i)監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

(ii)当該使用人の任命、人事異動及び人事評価には常勤監査役の同意を必要とする。

9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

(i)監査役は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、また、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧する。

(ii)代表取締役社長及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において、業務の執行状況を報告する。

(iii)取締役及び使用人は、重大な法令、又は定款違反及び不正な行為並びに当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときは、遅滞なく監査役に報告する。

(iv)監査役はいつでも必要に応じて取締役及び使用人に対し報告を求めることができる。

(v)監査役に報告を行ったことを理由として、不利な取扱いを受けないことが確保されている。

10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(i)監査役と代表取締役社長との間に、定期的な意見交換会を設定する。

(ii)監査役は、内部監査人と緊密な連携を保つとともに、必要に応じて内部監査人に調査を求める。また、監査役は会計監査人と定期的に会合を持って、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求める。

(iii)監査役は、監査の実施にあたり、必要と認めるときは、会社の顧問弁護士とは別の弁護士その他の外部専門家を自らの判断で起用することができる。

(iv)監査役の職務の執行について生ずる費用については、会社に償還する権利を有する。

11. 財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告に係る内部統制の整備、運用を継続的に行う。また、内部監査人により、内部統制の適正性を定期的に評価し、必要に応じて是正を行う。

12. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(i)社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力からの接触、不当要求等に対しては毅然とした態度で対応する方針とする。

(ii)人事・総務部門を統括部署とし、外部専門機関（管轄警察署、顧問弁護士等）と連携し情報収集を行うとともに、反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行う場合の被害を防止するため、可能な範囲内で取引先の属性及び自社株の取引状況を確認する。さらに、反社会的勢力の不当要求に対しては、外部専門機関と連携し、適切に対応できる体制を構築する。

ロ. 取締役の定数

当社の取締役は10名以内とする旨定款に定めております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

ニ. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当社の取締役及び監査役全員の被保険者が判決又は裁定により負担することになる損害賠償金額及び訴訟費用等の損害、並びに当社が被保険者に対して補償する又は補償する義務を負う損害及びその他訴訟等に係る調査費用等を当該保険契約により填補することとしております。保険料は特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、保険会社が保険金支払いの対象としない一定の免責事由の定めその他、一定額に至らない損害については填補の対象としておりません。

ホ. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

ヘ. 自己の株式取得の決定機関

当社は、自己の株式取得等会社法第165条第2項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、自己の株式取得を取締役会の権限とすることにより、機動的な資本政策を行うことを目的とするものであります。

ト. 中間配当の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第454条第5項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨を定款に定めております。これは、剰余金の配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

チ. 取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第423条第1項に定める取締役及び監査役の損害賠償責任につき、法令の限度において取締役会の決議により免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役及び監査役がその職務の遂行にあたって期待される役割を十分果たすことができるようにすることを目的とするものであります。

リ. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
代表取締役社長	中島 健	1966年3月31日生	1988年4月 株式会社三和銀行(現:株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2010年3月 当社入社 取締役就任 2010年10月 当社経営企画本部長 2019年1月 当社常務取締役就任 2022年1月 当社代表取締役社長就任(現任)	(注) 3	135,827
取締役会長	長尾 収	1960年1月27日生	1982年4月 三井物産株式会社入社 2005年7月 株式会社MVC(現:三井物産グローバル投資株式会社) 代表取締役社長就任 2009年10月 三井物産株式会社 金融・新事業推進本部企業投資部長 2012年4月 米国三井物産 上席副社長就任 米州本部業務本部長 2015年4月 株式会社ホープ 顧問就任 2017年11月 当社顧問就任 2018年3月 当社代表取締役社長就任 2019年3月 株式会社インフォマーティンターナショナル 董事長就任(現任) 2022年1月 当社取締役会長就任(現任)	(注) 3	18,006
取締役副会長	長濱 修	1967年4月21日生	1994年8月 エス・オー・エム有限会社設立 代表取締役就任 2001年9月 当社入社 開発本部長 2003年3月 当社取締役就任 2018年3月 当社専務取締役就任 2022年1月 当社取締役副会長就任(現任)	(注) 3	2,952,204
取締役副社長	藤田 尚武	1968年6月8日生	1992年4月 日産トレーディング株式会社入社 1997年7月 シーアイエス株式会社入社 2001年1月 当社入社 管理本部長 2001年10月 当社取締役就任 2005年1月 当社常務取締役就任 2018年3月 当社代表取締役副社長就任 2022年1月 当社取締役副社長就任(現任)	(注) 3	6,813,756
取締役	村上 肇	1969年3月14日生	1989年11月 東京フードサービス株式会社入社 2001年9月 テイボンフードシステム株式会社入社 2002年1月 当社入社 2009年1月 当社会員支援部 部長 2012年11月 当社経営企画本部 業務支援部 部長 2017年1月 当社営業本部 副本部長 2019年1月 当社経営企画部門 執行役員 2020年1月 当社人事・総務部門 執行役員 2022年3月 当社取締役就任(現任)	(注) 4	134,268
取締役	木村 慎	1976年7月15日生	2000年4月 株式会社菱食入社 2004年3月 株式会社ディーコープ入社 2007年4月 当社入社 2017年1月 当社経営企画本部 事業推進第1部 部長 2019年1月 当社事業推進・戦略営業部門 執行役員 2021年11月 株式会社Deepwork 社外取締役(現任) 2022年1月 当社クラウド事業推進、事業企画・戦略営業部門 執行役員 2022年3月 当社取締役就任(現任)	(注) 4	1,868
取締役	加藤 一隆	1942年10月9日生	1999年6月 株式会社ジェフグルメカード 代表取締役社長就任 2001年5月 社団法人日本フードサービス協会(現:一般社団法人日本フードサービス協会) 専務理事就任 2001年11月 当社社外取締役就任(現任) 2014年5月 社団法人日本フードサービス協会(現:一般社団法人日本フードサービス協会) 顧問就任(現任) 2020年6月 株式会社ジェフグルメカード 取締役会長就任(現任)	(注) 3	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数（株）
取締役	岡橋 輝和	1949年11月25日生	1972年4月 三井物産株式会社入社 2006年4月 三井物産株式会社 執行役員 関西支社副社長就任 2009年4月 カナダ三井物産株式会社 社長就任 2011年5月 セイコーホールディングス株式会社 顧問就任 2012年3月 当社社外取締役就任（現任） 2014年6月 山九株式会社取締役就任（現任） 2016年3月 株式会社マーキュリアインベストメント社外取締役就任 2021年7月 株式会社マーキュリアホールディングス社外取締役就任（現任）	（注）3	－
取締役	兼川 真紀	1964年5月14日生	1988年4月 株式会社日本経済新聞社入社 1996年4月 弁護士登録（現在） 2004年3月 インテグラル法律事務所設立 パートナー就任（現任） 2006年12月 内閣府政府広報事業評価基準等検討会委員（現任） 2011年8月 総務省独立行政法人評価委員会平和記念事業特別基金分科会専門委員 2012年4月 文部科学省原子力損害賠償紛争審査会特別委員（現任） 2013年6月 日本弁護士連合会事務次長 2013年7月 総務省独立行政法人評価委員会委員 2013年7月 総務省平和祈念事業アドバイザーボード構成員（現任） 2016年4月 最高裁判所司法研修所教官（民事弁護） 2021年3月 当社社外取締役就任（現任） 2021年4月 東京弁護士会副会長就任	（注）3	－
常勤監査役	宮澤 等	1968年9月11日生	1993年3月 株式会社日本フードシステム入社 1998年8月 株式会社サンメディア入社 2005年2月 当社入社 2019年1月 当社人事・総務部 部長 2020年3月 当社監査役就任（現任）	（注）5	48,000
監査役	垣花 直樹	1952年5月9日生	1977年4月 株式会社三和銀行入行（現：株式会社三菱UFJ銀行）入行 2004年4月 株式会社UFJ銀行（現：株式会社三菱UFJ銀行） コーポレートファイナンス部長 2007年6月 三菱UFJキャピタル株式会社 常務執行役員 2008年6月 三菱UFJキャピタル株式会社 代表取締役常務就任 2011年10月 独立行政法人水資源機構監事 2016年3月 当社社外監査役就任（現任） 2019年1月 株式会社イントランス社外取締役就任 2021年7月 株式会社イントランス顧問就任（現任）	（注）5	－

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
監査役	瀧野 良夫	1956年5月11日生	1981年4月 株式会社伊勢丹入社 2008年3月 株式会社伊勢丹執行役員 株式会社三越伊勢丹ホールディングス準備室付 2008年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス執行役員営業政策本部店舗運営部長 2010年3月 株式会社伊勢丹執行役員営業本部営業政策部長 2011年4月 株式会社三越伊勢丹執行役員営業本部伊勢丹立川店長 2013年4月 株式会社三越伊勢丹常務執行役員営業本部基幹店事業部伊勢丹新宿本店長 2014年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス常務執行役員リスクマネジメント室長 2016年4月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス常務執行役員社長付 2016年6月 株式会社三越伊勢丹ホールディングス常勤監査役就任 2021年3月 当社社外監査役就任(現任) 2021年8月 日本カルミック株式会社 顧問就任(現任)	(注) 6	—
計					10, 103, 929

- (注) 1. 取締役加藤一隆、岡橋輝和及び兼川真紀は、社外取締役であります。
2. 監査役垣花直樹及び瀧野良夫は、社外監査役であります。
3. 2021年3月25日開催の第23期定時株主総会の終結の時から2年間
4. 2022年3月30日開催の第24期定時株主総会の終結の時から1年間
5. 2020年3月27日開催の第22期定時株主総会の終結の時から4年間
6. 2021年3月25日開催の第23期定時株主総会の終結の時から4年間

② 社外役員の状況

当社コーポレート・ガバナンスにおいて、社外取締役及び社外監査役は以下の機能及び役割を担っております。

社外取締役は豊富な経営者経験及び幅広い見識を活かし、客観的な立場から経営を監視する機能を担っております。社外監査役は取締役会等に出席し意見を述べる等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう企画しております。また、社外監査役2名及び常勤監査役1名から構成される監査役会は、必要に応じ監督内容につき意見及び意見書の提出を行っております。

社外取締役及び社外監査役の選任においては、コーポレート・ガバナンスの実効性が高まるように独立性の保持及び経営者又は専門家としての経験や見識等を有していることを重視した選任を行い、本書提出日現在において、当社は社外取締役3名、社外監査役2名を選任しております。

社外取締役加藤一隆氏は、外食産業における豊富な経験、業界動向への見識を有していることから、社外取締役として適任と判断しております。同氏には、当社の経営戦略等の実効性向上に有益な助言・提言をいただくとともに、指名報酬委員会の委員長としてリーダーシップを発揮することを期待しております。

社外取締役岡橋輝和氏は、事業会社における企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから、社外取締役として適任と判断しております。同氏には、企業経営の実効性向上に有益な助言・提言をいただくとともに、指名報酬委員会の委員として独立した立場から当社の経営を監督いただくことを期待しております。

社外取締役兼川真紀氏は、社外取締役以外の形で会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として培われた高い専門性を備えているだけでなく、重要な公職を歴任するなど豊富な経験・見識も有していることから、社外取締役として適任と判断しております。同氏には、法的見地から企業経営の実効性向上に有益な助言・提言をいただくとともに、指名報酬委員会の委員として独立した立場から当社の経営を監督いただくことを期待しております。

社外監査役垣花直樹氏は、金融及び事業会社における企業経営に関する豊富な経験と高い見識を有していることから、社外監査役として適任と判断しております。同氏には、コンプライアンスの実効性向上に有効な助言をいただくことを期待しております。

社外監査役瀧野良夫氏は、事業会社における営業政策、コンプライアンス及びリスクマネジメントに関する豊富な経験と高い見識を有していることから、社外監査役として適任と判断しております。同氏には、当社取締役における意思決定の妥当性及び適法性の確保に有効な助言をいただくことを期待しております。

社外取締役3名及び社外監査役2名は、当社との重要な人的関係、資本関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針を特に定めておりませんが、その選任に当たっては、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性に関する基準を参考にしております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社では、社外取締役及び社外監査役が客観的な立場から経営を監視する機能を担えるように、内部統制部門及び会計監査人と必要に応じて相互に情報交換及び意見交換を行う体制をとっております。また、常勤監査役が内部統制部門及び会計監査人と密に連携することにより、十分な情報収集を行い、社外取締役及び社外監査役の活動を支援しております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は3名のうち2名が社外監査役であり、取締役の職務の執行に対し、独立的な立場から適切に意見を述べることができ、監査役としてふさわしい人格及び見識を有している者を選任しております。

監査役は、監査役会で策定した監査計画及び方針に基づき監査役監査を実施し、代表取締役及び取締役の職務執行を監視・監査しております。主に取締役会などの会社の重要な会議に出席することや重要書類等の閲覧により監査を実施しております。

内部監査人と定期的にミーティングを行い、内部監査の実施計画、実施状況などについて報告を受け、適宜、意見及び情報交換を行い、相互に連携をとりながら効率的な監査の実施に努めております。

会計監査人である有限責任監査法人トーマツと定期的にミーティングを行い、監査体制、監査計画、その実施状況等について、意見及び情報交換を行い、相互に連携をとりながら効率的な監査の実施に努めております。

監査役会における主な検討事項は次のとおりであります。

- ・ 監査方針、監査計画および業務分担
- ・ 会計監査人に関する評価、選任
- ・ 常勤監査役の職務執行状況
- ・ 定時株主総会への付議議案内容
- ・ 監査報告の作成
- ・ 取締役の職務執行

当事業年度において当社は監査役会を17回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

役職名	氏 名	開催回数	出席回数
常勤監査役	宮澤 等	17	17
社外監査役	垣花 直樹	17	17
社外監査役	瀧野 良夫	13	13

② 内部監査の状況

内部監査は、組織上独立した内部監査人（1名）が行っております。内部監査人は、代表取締役社長により直接任命されております。

内部監査人は、内部監査規程及び内部監査計画に基づき、重要な子会社を含む各部門に対し監査を行っております。監査の結果は、代表取締役社長に対し直接報告し、その後被監査部門に通知し、後日、被監査部門より指摘事項にかかる改善状況について報告を受け、状況の確認が行われております。

また、監査役会及び会計監査人と定期的なミーティングを実施し、意見及び情報交換を行い、相互に連携をとりながら効率的な監査の実施に努めております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

21年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員業務執行社員 川口 泰広氏

指定有限責任社員業務執行社員 瀧野 恭司氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、会計士試験合格者等1名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社の監査役会は、公益社団法人日本監査役協会が公表している「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等を参考に、会計監査人の独立性、専門性及び品質管理体制等を総合的に検討した結果、適任であると判断し、有限責任監査法人トーマツを会計監査人に選任しております。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる

場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任した旨及びその理由を報告いたします。また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障のある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、監査法人の選定方針に掲げた基準の適否に加え、当社の財務・経理部門、内部監査人から監査の実施状況等を収集し、過年度の監査実績や有限責任監査法人トーマツから監査体制、監査計画及び監査内容等に関するヒアリング結果等を総合的に検討した結果、当社の会計監査人として適切であると判断しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬の内容

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	33,000	—	35,000	7,809
連結子会社	—	—	—	—
計	33,000	—	35,000	7,809

提出会社における非監査業務の内容

前連結会計年度

該当事項はありません。

当連結会計年度

有限責任監査法人トーマツに対し、米国公認会計士協会保証業務基準18号（SOC 1）に基づく内部統制の整備・運用状況に係る保証報告書作成業務に係る報酬等として7,809千円を支払っております。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（デロイトトーマツグループ）に対する報酬（a.を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	—	2,039	—	2,039
連結子会社	—	—	—	—
計	—	2,039	—	2,039

提出会社における非監査業務の内容

前連結会計年度

提出会社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツ税理士法人に対して、税務コンサルティング業務に係る報酬として2,039千円を支払っております。

当連結会計年度

提出会社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツ税理士法人に対して、税務コンサルティング業務に係る報酬として2,039千円を支払っております。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

監査報酬を決定するにあたっての特段の方針は定めておりませんが、当社の規模や特性、監査日数などをもとに総合的に勘案し決定しております。なお、監査公認会計士等の独立性を担保する観点から、監査報酬の額の決定に際しては監査役会の同意を得ております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査結果の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算定根拠等について、その適正性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき同意の判断をいたしました。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

(i) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

ア. 取締役に対する報酬

当社は、2021年2月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について指名報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

(1) 基本方針

当社の取締役報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能する報酬体系とすること、そして個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。具体的には、取締役（社外取締役を除く）の報酬は、月例の確定額報酬等に加えて譲渡制限付株式報酬を支給することにより、中長期的な企業価値の向上と適切な経営戦略の策定・開示を促進することを図っております。現在、業績連動の仕組は導入しておりません。社外取締役については、監督機能を担うことに鑑み、確定額報酬等のみを支給しております。また、取締役報酬の内容の決定に関する権限の適切な行使のための措置として、手続の公正性・透明性・客観性を強化するため、取締役会の任意の諮問機関として指名報酬委員会を設置しており、指名報酬委員会では、取締役の報酬に関する事項の審議と、適切な報酬水準であるかの判断を行い、その結果を取締役に答申しております。

(2) 取締役の個人別の確定額報酬等の内容についての決定に関する方針

取締役の個人別の確定額報酬等については、外部調査機関による役員報酬の調査結果等を参考とした国内外の類似業種又は同等規模の他企業との比較、及び当社の中長期経営計画を勘案し、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、株主総会において承認された総額の範囲内において取締役会にて決定することを基本方針としております。

(3) 取締役の個人別の非金銭報酬等の内容についての決定に関する方針

個人別の非金銭報酬等として譲渡制限付株式報酬を支給することとし、確定報酬等の年額の10～30%相当を、原則として毎年4月に付与しております。譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、外部調査機関による役員報酬の調査結果等を参考とした国内外の類似業種又は同等規模の他企業との比較、及び当社の中長期経営計画を勘案し、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、株主総会において承認された総額の範囲内において取締役会にて決定することを基本方針としております。譲渡制限付株式報酬の譲渡制限は、譲渡制限期間中継続して当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、譲渡制限期間満了時点をもって解除いたします。ただし、任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間満了前に退任した場合には、譲渡制限を解除する株式の数及び解除時期を必要に応じて合理的に調整し、譲渡制限期間満了前に正当でない理由により退任した場合等には、当社は割当株式を当然に無償で取得いたします。

(4) 取締役の個人別の報酬等の額につき種類別の割合（比率）の決定に関する方針

取締役の個人別の報酬額の種類別の割合（比率）については、各取締役に非金銭報酬等として支給する譲渡制限付株式報酬の金額を、当該取締役の確定報酬等の年額の10～30%相当とすることとし、個人別の比率については、中長期的な企業価値の向上と適切な経営戦略の策定・開示を促進する観点に立って、外部調査機関による役員報酬の調査結果等を参考とした国内外の類似業種又は同等規模の他企業との比較、及び当社の中長期経営計画を勘案し、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、取締役会にて決定しております。

譲渡制限付株式報酬の概要は次のとおりです。

(譲渡制限付株式の割当て及び払込み)

対象取締役は、当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定しております。

また、譲渡制限付株式報酬制度による当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間において、一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、一定の事由が生じた場合には当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件としております。

(譲渡制限付株式割当契約の具体的な内容)

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より3年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記(2)に定める任期満了、死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

イ. 監査役に対する報酬

監査役の報酬は月例の確定額報酬等とし、株主総会において承認された総額の範囲内において監査役会にて決定しております。

(ii) 役員の報酬等に関する株主総会の決議の内容

当社の取締役の報酬総額については、2006年3月22日開催の第8期定時株主総会において年額200,000千円以内と決議しております。また、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に対し譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬総額については、2021年3月25日開催の第23期定時株主総会において既存の報酬枠とは別枠にて年額40,000千円以内と決議しております。対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年60,000株以内としております。当事業年度における取締役の報酬額は、指名報酬委員会の答申を踏まえた上で、株主総会において承認された総額の範囲内において取締役会にて決定しております。

当社の監査役の報酬総額については、2005年3月29日開催の第7期定時株主総会において年額30,000千円以内と決議しております。当事業年度における監査役の報酬額は、株主総会において承認された総額の範囲内において監査役会にて決定しております。

(iii) 当事業年度にかかる報酬額の決定過程における指名報酬委員会の活動状況

当事業年度にかかる報酬額の決定過程における指名報酬委員会の審議は2020年に計5回開催し、取締役の報酬等の妥当性について協議を行いました。取締役の報酬等の額については、確定額報酬等及び譲渡制限付株式報酬とし、外部調査機関による役員報酬の調査結果などを参考に、国内外の同業又は同規模の他企業との比較及び当社の中期経営計画を踏まえて報酬案を算定し、取締役会に答申しております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	譲渡制限付 株式報酬	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	105,090	98,226	6,864	6,864	5
監査役 (社外監査役を除く。)	15,760	15,760	—	—	1
社外役員	22,020	22,020	—	—	6

(注) 2021年3月25日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名を含めております。

③ 役員ごとの報酬等の総額

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、投資株式について、次の基準に基づき区分しております。

純投資 株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とした投資株式
純投資目的以外 取引関係の維持・発展などを目的とした投資株式

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社は、投資先企業との取引関係の維持・発展などにより、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上につながるかどうか等を検討し、総合的に判断しております。また、当該方針に基づき継続保有すべきか否かについて検討しています。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (千円)
非上場株式	7	687,158
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る 取得価額の合計額 (千円)	株式数の増加の理由
非上場株式	4	634,684	事業関係の強化
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る 売却価額の合計額 (千円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1976年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2021年1月1日から2021年12月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、セミナーへ参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,055,826	6,410,479
売掛金	1,656,647	1,846,049
貯蔵品	4,042	2,556
有価証券	—	504,261
その他	122,871	399,849
貸倒引当金	△27,977	△19,535
流動資産合計	8,811,411	9,143,659
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	162,792	127,894
工具、器具及び備品（純額）	38,409	32,837
有形固定資産合計	※1 201,201	※1 160,732
無形固定資産		
ソフトウェア	2,255,795	2,462,894
ソフトウェア仮勘定	204,761	204,719
その他	12,919	14,325
無形固定資産合計	2,473,477	2,681,939
投資その他の資産		
関係会社株式	※2 250,000	※2 236,823
投資有価証券	563,381	687,158
繰延税金資産	431,966	558,783
敷金	281,220	271,269
その他	3,252	3,148
投資その他の資産合計	1,529,821	1,757,182
固定資産合計	4,204,500	4,599,855
資産合計	13,015,911	13,743,514

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	88,125	99,899
短期借入金	770,000	770,000
未払金	284,322	404,948
未払法人税等	112,573	285,748
子会社整理損失引当金	22,975	—
賞与引当金	—	429,554
資産除去債務	—	2,634
その他	412,967	283,447
流動負債合計	1,690,964	2,276,234
固定負債		
資産除去債務	31,142	42,017
固定負債合計	31,142	42,017
負債合計	1,722,107	2,318,251
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,212,512	3,212,512
資本剰余金	3,027,248	3,043,000
利益剰余金	5,112,203	5,118,128
自己株式	△529	△529
株主資本合計	11,351,435	11,373,112
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	△57,631	△36,628
その他の包括利益累計額合計	△57,631	△36,628
非支配株主持分	—	88,780
純資産合計	11,293,804	11,425,263
負債純資産合計	13,015,911	13,743,514

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	8,777,359	9,835,598
売上原価	2,694,843	3,627,912
売上総利益	6,082,516	6,207,685
販売費及び一般管理費	※1 4,610,987	※1 5,177,052
営業利益	1,471,528	1,030,632
営業外収益		
受取利息	56	52
有価証券利息	3,335	3,353
未払配当金除斥益	108	74
為替差益	—	4,112
助成金収入	—	8,840
雑収入	94	4,546
営業外収益合計	3,595	20,979
営業外費用		
支払利息	3,841	3,861
為替差損	12,836	—
支払手数料	604	1
持分法による投資損失	—	24,590
その他	74	1,460
営業外費用合計	17,357	29,914
経常利益	1,457,766	1,021,697
特別損失		
減損損失	—	※2 187,831
子会社清算損	—	※3 25,589
子会社整理損失引当金繰入額	※4 22,491	—
原状回復費用	※5 26,500	—
特別損失合計	48,991	213,420
税金等調整前当期純利益	1,408,775	808,276
法人税、住民税及び事業税	324,247	397,811
法人税等調整額	70,296	△126,816
法人税等合計	394,543	270,994
当期純利益	1,014,232	537,281
非支配株主に帰属する当期純損失(△)	—	△1,219
親会社株主に帰属する当期純利益	1,014,232	538,501

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
当期純利益	1,014,232	537,281
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	11,118	22,088
持分法適用会社に対する持分相当額	—	△1,085
その他の包括利益合計	※ 11,118	※ 21,002
包括利益	1,025,350	558,284
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	1,025,350	559,504
非支配株主に係る包括利益	—	△1,219

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,212,512	3,027,248	4,947,103	△529	11,186,335
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△849,132	—	△849,132
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,014,232	—	1,014,232
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	—	165,099	—	165,099
当期末残高	3,212,512	3,027,248	5,112,203	△529	11,351,435

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	△68,749	△68,749	11,117,586
当期変動額			
剰余金の配当	—	—	△849,132
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	1,014,232
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	11,118	11,118	11,118
当期変動額合計	11,118	11,118	176,217
当期末残高	△57,631	△57,631	11,293,804

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	3,212,512	3,027,248	5,112,203	△529	11,351,435
当期変動額					
剰余金の配当	—	—	△532,576	—	△532,576
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	538,501	—	538,501
自己株式の処分	—	—	—	0	0
自己株式処分差益の振替	—	15,751	—	—	15,751
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—
当期変動額合計	—	15,751	5,924	0	21,676
当期末残高	3,212,512	3,043,000	5,118,128	△529	11,373,112

	その他の包括利益累計額		非支配株主持分	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	△57,631	△57,631	—	11,293,804
当期変動額				
剰余金の配当	—	—	—	△532,576
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	538,501
自己株式の処分	—	—	—	0
自己株式処分差益の振替	—	—	—	15,751
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	21,002	21,002	88,780	109,782
当期変動額合計	21,002	21,002	88,780	131,459
当期末残高	△36,628	△36,628	88,780	11,425,263

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	1,408,775	808,276
減価償却費	996,638	1,044,722
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	2,958	△8,441
賞与引当金の増減額 (△は減少)	—	335,569
為替差損益 (△は益)	12,795	△14,506
受取利息	△56	△52
有価証券利息	△3,335	△3,353
支払利息	3,841	3,861
持分法による投資損益 (△は益)	—	24,590
減損損失	—	187,831
売上債権の増減額 (△は増加)	14,378	△189,381
仕入債務の増減額 (△は減少)	539	11,774
未払消費税等の増減額 (△は減少)	△48,991	△40,208
子会社整理損失引当金の増減額 (△は減少)	22,491	△24,757
子会社清算損益 (△は益)	—	25,589
その他	39,402	△250,871
小計	2,449,440	1,910,643
利息の受取額	8,519	8,514
利息の支払額	△3,825	△3,860
法人税等の支払額	△472,513	△237,266
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,981,621	1,678,031
投資活動によるキャッシュ・フロー		
関係会社株式の取得による支出	△250,000	△12,500
連結の範囲の変更を伴う 子会社株式の取得による収入	—	※2 90,000
投資有価証券の取得による支出	△49,973	△627,649
有形固定資産の売却による収入	630	—
有形固定資産の取得による支出	△66,834	△74,624
無形固定資産の取得による支出	△987,585	△1,181,230
敷金及び保証金の差入による支出	△68,219	—
敷金及び保証金の回収による収入	79,247	10,045
資産除去債務の履行による支出	—	△8,500
投資活動によるキャッシュ・フロー	△1,342,735	△1,804,459
財務活動によるキャッシュ・フロー		
配当金の支払額	△849,318	△532,845
財務活動によるキャッシュ・フロー	△849,318	△532,845
現金及び現金同等物に係る換算差額	△1,485	13,926
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△211,918	△645,347
現金及び現金同等物の期首残高	7,267,745	7,055,826
現金及び現金同等物の期末残高	※1 7,055,826	※1 6,410,479

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数3社

主要な連結子会社の名称

株式会社インフォマートインターナショナル

インフォマート北京コンサルティング有限公司

株式会社Restartz

当連結会計年度において、新規に設立いたしました株式会社Restartzを連結子会社を含めております。

当社の連結子会社であった易通世界（北京）咨询有限公司は清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用関連会社数1社

主要な会社等の名称

I&M株式会社

4. 持分法適用の範囲の変更に関する事項

該当事項はありません。

5. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

イ. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

ロ. 関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

ハ. その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

主に定率法を採用しております。（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3年～31年

工具、器具及び備品 2年～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における見込利用期間（5年以内）による定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権及び貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち期間対応額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(1) ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損損失

①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当連結会計年度
減損損失	116,057
ソフトウェア	2,462,894
ソフトウェア仮勘定	204,719

②算出方法

当社グループの回収可能価額は使用価値を使用しております。「BtoBプラットフォーム 受発注for製造業」に関するソフトウェアは、回収可能価額を見込むことができないため、使用価値をゼロとして評価しております。

③主要な仮定

当該将来キャッシュ・フローを算定する上の主要な仮定は、当社の取締役会で承認された中期経営計画に含まれる売上成長率であります。売上成長率は、将来の経営環境における不確実性を考慮したものとしております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が短期では終息しないとの仮定のもと、見積りを行っております。

④翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は見積りの不確実性が高く、見積りに用いた仮定の見直しが必要になった場合は、翌連結会計年度において減損損失を認識する可能性があります。なお、割引前将来キャッシュ・フローにおける新型コロナウイルス感染症の影響は限定的と判断しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 558,783千円

②算出方法

繰延税金資産の計上にあたり、事業計画を基礎とした将来の課税所得の十分性、タックスプランニングの存在の有無及び将来加算一時差異の十分性により回収可能性を検討し、繰延税金資産を計上しております。

③主要な仮定

将来の課税所得の算出は、事業計画を基礎とし、一時差異に係る税効果については、当該差異の解消時に適用される法定実効税率に基づいて繰延税金資産を計上しております。将来において解消が不確実であると考えられる一時差異については、評価性引当額として繰延税金資産を減額しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が短期では終息しないとの仮定のもと、見積りを行っております。

④翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

将来の課税所得の見込額の変化や、その他の要因に基づき繰延税金資産の回収可能性の評価が変更された場合、翌連結会計年度の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開始され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の一つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取り扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日 企業会計基準委員会)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会(IASB)及び米国財務会計基準審議会(FASB)が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス(国際財務報告基準(IFRS)においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」)を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度の年度末に係る連結財務諸表から適用し、連結財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
減価償却累計額	251,530千円	220,455千円

※2 非連結子会社及び関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
関係会社株式 (うち、共同支配企業に対する 投資の金額)	250,000千円 (250,000千円)	236,823千円 (236,823千円)

(連結損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
給与手当	1,625,640千円	1,781,978千円
賞与	412,271	215,873
支払手数料	340,548	469,729
賞与引当金繰入額	—	314,298
退職給付費用	56,116	60,517
貸倒引当金繰入額	18,262	8,862
販売促進費	590,092	662,076

※2 減損損失

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社グループは、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した主な資産

場所	用途	種類
東京都大田区	事業用資産	建物・工具、器具及び備品
東京都港区	事業用資産	ソフトウェア

(2) 減損損失の認識に至った経緯

BtoB-PF ES事業に関する飲食店舗用設備である建物・工具、器具及び備品の回収可能性を検討した結果、減損の兆候が認められたため、減損損失を計上いたしました。

また、BtoB-PF ES事業の「BtoBプラットフォーム受発注for製造業」に関するソフトウェアの回収可能性を検討した結果、減損の兆候が認められたため、減損損失を計上いたしました。

(3) 減損損失の金額

建 物	62,571千円
工具、器具及び備品	9,202千円
ソフトウェア	116,057千円
計	187,831千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、減損会計の適用にあたり、事業単位を基準とした管理会計上の区分に従って資産グルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

当社グループの回収可能価額は使用価値を使用しております。BtoB-PF ES事業の飲食店舗用設備である建物・工具、器具及び備品と、「BtoBプラットフォーム受発注for製造業」に関するソフトウェアは、回収可能価額を見込むことができないため、使用価値をゼロとして評価しております。

※3 子会社清算損

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社グループの海外子会社であった易通世界(北京)咨询有限公司の清算が終了し、未実現であった為替換算調整勘定が実現したため、計上したものであります。

※4 子会社整理損失引当金繰入額

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当社グループの海外子会社であるインフォーマット北京コンサルティング有限公司及び易通世界(北京)咨询有限公司について、事業の整理等の実施を予定しているため当該損失を見積計上しております。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

※5 原状回復費用

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

当初増床を予定しておりました本社オフィスフロアについて、賃借を取りやめたことに伴い発生した一部設備の原状回復費用であります。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
為替換算調整勘定：		
当期発生額	11,118千円	22,088千円
組替調整額	—	—
為替換算調整勘定	11,118	22,088
持分法適用会社に対する持分相当額：		
当期発生額	—	△1,085
組替調整額	—	—
持分法適用会社に対する持分相当額	—	△1,085
その他の包括利益合計	11,118	21,002

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
発行済株式				
普通株式 (注) 1.	129,715,600	129,715,600	—	259,431,200
合計	129,715,600	129,715,600	—	259,431,200
自己株式				
普通株式 (注) 2.	15,431,302	15,431,302	—	30,862,604
合計	15,431,302	15,431,302	—	30,862,604

(注) 1. 2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、129,715,600株増加しております。

2. 2020年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことにより、15,431,302株増加しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年3月27日 定時株主総会 (注)	普通株式	426,280	3.73	2019年12月31日	2020年3月30日
2020年7月31日 取締役会	普通株式	422,851	1.85	2020年6月30日	2020年9月7日

(注) 当社は、2020年1月1日付で、普通株式1株につき2株の株式分割を行っておりますが、上記配当金については、当該株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	425,137	1.86	2020年12月31日	2021年3月26日

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首 (株)	増加 (株)	減少 (株)	当連結会計年度末 (株)
発行済株式				
普通株式	259,431,200	—	—	259,431,200
合計	259,431,200	—	—	259,431,200
自己株式				
普通株式 (注)	30,862,604	—	17,541	30,845,063
合計	30,862,604	—	17,541	30,845,063

(注) 2021年3月25日開催の当社取締役会において決議した譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に
基づき、同年4月23日に自己株式17,541株の処分を実施しております。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年3月25日 定時株主総会	普通株式	425,137	1.86	2020年12月31日	2021年3月26日
2021年7月30日 取締役会	普通株式	107,435	0.47	2021年6月30日	2021年9月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年3月30日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	219,442	0.96	2021年12月31日	2022年3月31日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
現金及び預金勘定	7,055,826千円	6,410,479千円
現金及び現金同等物	7,055,826	6,410,479

※2 当連結会計年度に株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

(株式会社Restartz)

株式の取得により新たに株式会社Restartzを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並び
に株式会社Restartz株式の取得価額と株式会社Restartz取得のための収入（純額）との関係は次の通り
であります。

流動資産	200,000千円
非支配株主持分	△90,000千円
子会社株式の取得価額	110,000千円
現金及び現金同等物	△200,000千円
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による収入	90,000千円

(リース取引関係)

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、投資計画に照らして必要な資金（主に銀行借入）を長期的に調達し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

有価証券は、主に満期保有目的の債券であり、発行体の信用リスクが存在しております。

投資有価証券は、主に投資先企業の株式であり、発行体の信用リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金は、主に事務所等の建物の賃借に伴うものであり、貸主の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主にソフトウェア開発に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理の方針に従い、営業債権については、本社財務・経理部と各事業部が連携して、営業債権の回収状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理し、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、連結子会社についても、当社の債権管理方針に準じ同様の管理を行っております。有価証券の発行体（取引先企業）の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行い、信用状況に応じた残高管理をしております。なお、デリバティブ取引については取締役会決議に従って執行・管理を行うこととしております。

また、敷金については、貸主の信用状況を定期的に把握し、賃貸借期間を適切に設定することによりリスク低減を図っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（（注）2.を参照ください）。

前連結会計年度（2020年12月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預金	7,055,826	7,055,826	—
②売掛金	1,656,647		
貸倒引当金(※)	△27,977		
	1,628,670	1,628,670	—
③投資有価証券			
満期保有目的の債券	510,907	511,450	543
④敷金	281,220	275,251	△5,969
資産計	9,476,623	9,471,197	△5,426
①買掛金	88,125	88,125	—
②短期借入金	770,000	770,000	—
③未払金	284,322	284,322	—
④未払法人税等	112,573	112,573	—
負債計	1,255,020	1,255,020	—

※売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

当連結会計年度（2021年12月31日）

（単位：千円）

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
①現金及び預金	6,410,479	6,410,479	—
②売掛金	1,846,049		
貸倒引当金(※)	△19,535		
	1,826,513	1,826,513	—
③有価証券			
満期保有目的の債券	504,261	504,850	589
④敷金	271,269	265,854	△5,415
資産計	9,012,523	9,007,697	△4,826
①買掛金	99,899	99,899	—
②短期借入金	770,000	770,000	—
③未払金	404,948	404,948	—
④未払法人税等	285,748	285,748	—
負債計	1,560,597	1,560,597	—

※売掛金に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

①現金及び預金、②売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

③有価証券

これらの時価について、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。

④敷金

敷金の時価については、返済予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローを国債の利回りで割り引いて算定しております。

負債

①買掛金、②短期借入金、③未払金、④未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
非上場株式	252,500	865,234
新株予約権	49,973	58,747

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、本注記での記載をしておりません。

3. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度 (2020年12月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	7,055,826	—	—
売掛金	1,656,647	—	—
投資有価証券 満期保有目的の債券	—	500,000	—
敷金	9,951	—	271,269

当連結会計年度 (2021年12月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超
現金及び預金	6,410,479	—	—
売掛金	1,826,513	—	—
有価証券 満期保有目的の債券	500,000	—	—
敷金	4,637	—	266,631

4. 短期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度 (2020年12月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	770,000	—	—	—	—	—

当連結会計年度 (2021年12月31日)

(単位：千円)

区分	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	770,000	—	—	—	—	—

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	社債	510,907	511,450	543
合計		510,907	511,450	543

当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	社債	504,261	504,850	589
合計		504,261	504,850	589

2. その他有価証券

前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

その他有価証券 (連結貸借対照表価額52,473千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

その他有価証券 (連結貸借対照表価額687,158千円) については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額等は、73,536千円であります。

当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、確定拠出制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額等は、80,530千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	14,134千円	20,390千円
前受金益金算入	13,942	12,642
未払事業所税	2,455	2,429
減価償却超過額	278,032	283,264
繰延資産償却超過額	2,229	10,522
減損損失	108,621	96,644
投資有価証券評価損	12,247	12,247
貸倒引当金繰入限度超過額	8,566	5,981
資産除去債務	9,535	13,672
賞与引当金	—	131,529
繰越欠損金	75,713	80,181
その他	10,123	5,739
繰延税金資産小計	535,604	675,246
評価性引当額	△97,497	△105,295
繰延税金資産合計	438,106	569,951
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△6,139	△11,167
繰延税金負債合計	△6,139	△11,167
繰延税金資産の純額	431,966	558,783

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.07%	0.08%
住民税均等割	0.74%	1.32%
評価性引当額の増減	0.28%	0.41%
賃上げ・生産性向上のための税制による税額控除	△4.28%	—%
その他	0.58%	1.10%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.01%	33.53%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

当連結会計年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

各セグメントに属するサービスの種類は、以下のとおりであります。

報告セグメント	主なサービス
BtoB-PF FOOD事業	日々の受発注業務を効率化する「BtoBプラットフォーム 受発注」の提供と、食の安心・安全の仕組みづくりを推進する「BtoBプラットフォーム 規格書」の提供
BtoB-PF ES事業	企業間の請求書を電子化し、ペーパーレスを実現する「BtoBプラットフォーム 請求書」の提供と、購買・営業ツールとして商談業務を効率化する「BtoBプラットフォーム 商談」の提供

2. 報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			その他 (注) 1.	合計	調整額 (注) 2.	連結財務諸表 計上額 (注) 3.
	BtoB-PF FOOD	BtoB-PF ES	計				
売上高							
外部顧客への売上高	6,687,885	2,085,407	8,773,292	4,066	8,777,359	—	8,777,359
セグメント間の内部 売上高又は振替高	91	—	91	40,552	40,643	△40,643	—
計	6,687,976	2,085,407	8,773,383	44,619	8,818,003	△40,643	8,777,359
セグメント利益又は 損失 (△)	2,687,355	△1,218,739	1,468,616	△4,649	1,463,966	7,561	1,471,528
セグメント資産	3,689,689	1,858,560	5,548,250	2,438	5,550,688	7,465,222	13,015,911
その他の項目							
減価償却費	730,169	272,352	1,002,521	78	1,002,600	—	1,002,600
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	617,425	500,276	1,117,701	—	1,117,701	—	1,117,701

(注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない海外事業であります。

2. セグメント利益又は損失 (△) の調整額7,561千円は、セグメント間取引消去等であります。

3. セグメント利益又は損失 (△) は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他 (注) 1.	合計	調整額 (注) 2.	連結財務諸表 計上額 (注) 3.
	BtoB-PF FOOD	BtoB-PF ES	計				
売上高							
外部顧客への売上高	7,000,458	2,835,139	9,835,598	—	9,835,598	—	9,835,598
セグメント間の内部 売上高又は振替高	—	—	—	3,613	3,613	△3,613	—
計	7,000,458	2,835,139	9,835,598	3,613	9,839,211	△3,613	9,835,598
セグメント利益又は 損失（△）	2,163,617	△1,137,622	1,025,994	△6,294	1,019,699	10,932	1,030,632
セグメント資産	4,315,989	2,472,022	6,788,012	177	6,788,189	6,955,324	13,743,514
その他の項目							
減価償却費	729,610	330,980	1,060,590	—	1,060,590	—	1,060,590
有形固定資産及び無 形固定資産の増加額	848,096	569,030	1,417,126	—	1,417,126	—	1,417,126

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれていない海外事業であります。
2. セグメント利益又は損失（△）の調整額10,932千円は、セグメント間取引消去等であります。
3. セグメント利益又は損失（△）は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			その他	全社・消去	連結財務諸表 計上額
	BtoB-PF FOOD	BtoB-PF ES	計			
減損損失	—	187,831	187,831	—	—	187,831

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）
該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり純資産額	49円41銭	49円59銭
1株当たり当期純利益	4円44銭	2円36銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり純資産額の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年12月31日)	当連結会計年度 (2021年12月31日)
純資産の部の合計額(千円)	11,293,804	11,425,263
純資産の部の合計額から控除する金額(千円)	—	88,780
普通株式に係る期末の純資産額(千円)	11,293,804	11,336,483
普通株式の発行済株式数(株)	259,431,200	259,431,200
普通株式の自己株式数(株)	30,862,604	30,845,063
1株当たり純資産額の算定に用いられた 普通株式の数(株)	228,568,596	228,586,137

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当連結会計年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	1,014,232	538,501
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期 純利益(千円)	1,014,232	538,501
普通株式の期中平均株式数(株)	228,568,596	228,580,755

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	770,000	770,000	0.5	—
1年以内に返済予定の長期借入金	—	—	—	—
1年以内に返済予定のリース債務	—	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	—	—	—	—
その他有利子負債	—	—	—	—
合計	770,000	770,000	—	—

(注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2)【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(千円)	2,299,655	4,693,085	7,154,036	9,835,598
税金等調整前四半期(当期) 純利益(千円)	402,024	656,248	849,977	808,276
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益(千円)	285,252	461,853	585,900	538,501
1株当たり四半期(当期)純 利益(円)	1.25	2.02	2.56	2.36

(単位:円)

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり四半期純利益又は 1株当たり四半期純損失 (△)	1.25	0.77	0.54	△0.21

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	7,027,720	6,207,815
売掛金	1,656,947	1,846,049
貯蔵品	4,042	2,556
前渡金	1,631	2,389
前払費用	69,822	344,875
有価証券	—	504,261
その他	61,045	53,285
貸倒引当金	△27,977	△19,535
流動資産合計	8,793,233	8,941,697
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	162,792	127,894
工具、器具及び備品（純額）	38,182	32,837
有形固定資産合計	200,974	160,732
無形固定資産		
ソフトウェア	2,278,366	2,476,832
ソフトウェア仮勘定	204,761	204,719
特許権	2,569	1,981
商標権	9,654	11,546
その他	695	797
無形固定資産合計	2,496,047	2,695,877
投資その他の資産		
投資有価証券	563,381	687,158
関係会社株式	250,000	372,500
関係会社長期貸付金	258,022	—
長期前払費用	252	128
繰延税金資産	431,966	644,745
敷金	280,018	271,269
その他	3,000	3,000
貸倒引当金	△258,022	—
投資その他の資産合計	1,528,619	1,978,801
固定資産合計	4,225,641	4,835,412
資産合計	13,018,874	13,777,109

(単位：千円)

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	88,125	99,899
短期借入金	770,000	770,000
未払金	277,391	402,835
未払費用	175,013	143,434
未払法人税等	112,529	285,700
前受金	49,786	44,968
預り金	100,032	48,818
賞与引当金	—	429,554
資産除去債務	—	2,634
その他	86,393	45,916
流動負債合計	1,659,272	2,273,763
固定負債		
資産除去債務	31,142	42,017
固定負債合計	31,142	42,017
負債合計	1,690,415	2,315,780
純資産の部		
株主資本		
資本金	3,212,512	3,212,512
資本剰余金		
資本準備金	2,649,287	2,649,287
その他資本剰余金	377,960	393,712
資本剰余金合計	3,027,248	3,043,000
利益剰余金		
利益準備金	5,241	5,241
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	5,083,986	5,201,104
利益剰余金合計	5,089,227	5,206,346
自己株式	△529	△529
株主資本合計	11,328,459	11,461,329
純資産合計	11,328,459	11,461,329
負債純資産合計	13,018,874	13,777,109

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
売上高	8,773,383	9,835,598
売上原価	2,709,814	3,637,400
売上総利益	6,063,569	6,198,197
販売費及び一般管理費	※1 4,594,953	※1 5,169,540
営業利益	1,468,616	1,028,657
営業外収益		
受取利息	37	36
有価証券利息	3,335	3,353
未払配当金除斥益	108	74
助成金収入	—	8,840
雑収入	85	2,674
営業外収益合計	3,566	14,978
営業外費用		
支払利息	3,841	3,861
貸倒引当金繰入額	※2 29,398	※2 3,632
為替差損	39	—
その他	74	30
営業外費用合計	33,353	7,524
経常利益	1,438,830	1,036,111
特別損失		
減損損失	—	187,831
関係会社債権放棄損	—	※3 13,600
原状回復費用	※4 26,500	—
特別損失合計	26,500	201,431
税引前当期純利益	1,412,330	834,679
法人税、住民税及び事業税	324,247	397,763
法人税等調整額	70,296	△212,778
法人税等合計	394,543	184,984
当期純利益	1,017,786	649,695

【売上原価明細書】

		前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)		当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
1 ソフトウェア償却費		830,791	30.7	823,766	22.6
2 ソフトウェア制作費		333,784	12.3	370,452	10.2
3 データセンター費		1,045,488	38.6	1,736,850	47.7
4 支払手数料		108,683	4.0	193,061	5.3
5 決済代行システム使用料		3,803	0.1	2,898	0.1
6 その他		387,262	14.3	510,371	14.0
売上原価		2,709,814	100.0	3,637,400	100.0

(注) 製品・仕掛品がないため、原価計算制度は採用しておりません。その他には、保守メンテナンス費用等が含まれております。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,212,512	2,649,287	377,960	3,027,248	5,241	4,915,332	4,920,573
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△849,132	△849,132
当期純利益	—	—	—	—	—	1,017,786	1,017,786
当期変動額合計	—	—	—	—	—	168,653	168,653
当期末残高	3,212,512	2,649,287	377,960	3,027,248	5,241	5,083,986	5,089,227

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△529	11,159,805	11,159,805
当期変動額			
剰余金の配当	—	△849,132	△849,132
当期純利益	—	1,017,786	1,017,786
当期変動額合計	—	168,653	168,653
当期末残高	△529	11,328,459	11,328,459

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	3,212,512	2,649,287	377,960	3,027,248	5,241	5,083,986	5,089,227
当期変動額							
剰余金の配当	—	—	—	—	—	△532,576	△532,576
当期純利益	—	—	—	—	—	649,695	649,695
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—
自己株式処分差益の振替	—	—	15,751	15,751	—	—	—
当期変動額合計	—	—	15,751	15,751	—	117,118	117,118
当期末残高	3,212,512	2,649,287	393,712	3,043,000	5,241	5,201,104	5,206,346

	株主資本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
当期首残高	△529	11,328,459	11,328,459
当期変動額			
剰余金の配当	—	△532,576	△532,576
当期純利益	—	649,695	649,695
自己株式の処分	0	0	0
自己株式処分差益の振替	—	15,751	15,751
当期変動額合計	0	132,870	132,870
当期末残高	△529	11,461,329	11,461,329

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

貯蔵品

最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。（ただし、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備については定額法を採用しております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 3～31年

工具、器具及び備品 2～15年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用）については社内における見込利用期間（5年以内）による定額法を採用しております。

特許権については主に8年で償却しております。

商標権については主に10年で償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権及び貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち期間対応額を計上しております。

4. 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、確定拠出年金制度を採用しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(1) ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損損失

①当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	当事業年度
減損損失	116,057
ソフトウェア	2,476,832
ソフトウェア仮勘定	204,719

②算出方法

当社グループの回収可能価額は使用価値を使用しております。「BtoBプラットフォーム 受発注for製造業」に関するソフトウェアは、回収可能価額を見込むことができないため、使用価値をゼロとして評価しております。

③主要な仮定

当該将来キャッシュ・フローを算定する上の主要な仮定は、当社の取締役会で承認された中期経営計画に含まれる売上成長率であります。売上成長率は、将来の経営環境における不確実性を考慮したものとしております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が短期では終息しないとの仮定のもと、見積りを行っております。

④翌事業年度の財務諸表に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は見積りの不確実性が高く、見積りに用いた仮定の見直しが必要になった場合は、翌事業年度において減損損失を認識する可能性があります。なお、割引前将来キャッシュ・フローにおける新型コロナウイルス感染症の影響は限定的と判断しております。

(2) 繰延税金資産の回収可能性

①当事業年度の財務諸表に計上した金額

繰延税金資産 644,745千円

②算出方法

繰延税金資産の計上にあたり、事業計画を基礎とした将来の課税所得の十分性、タックスプランニングの存在の有無及び将来加算一時差異の十分性により回収可能性を検討し、繰延税金資産を計上しております。

③主要な仮定

将来の課税所得の算出は、事業計画を基礎とし、一時差異に係る税効果については、当該差異の解消時に適用される法定実効税率に基づいて繰延税金資産を計上しております。将来において解消が不確実であると考えられる一時差異については、評価性引当額として繰延税金資産を減額しております。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が短期では終息しないとの仮定のもと、見積りを行っております。

④翌事業年度の財務諸表に与える影響

将来の課税所得の見込額の変化や、その他の要因に基づき繰延税金資産の回収可能性の評価が変更された場合、翌事業年度の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(会計上の見積りの変更)

該当事項はありません。

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度82%、当事業年度82%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度18%、当事業年度18%であります。

主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
給与手当	1,618,708千円	1,781,004千円
役員報酬	140,470	142,794
賞与	412,271	215,873
賞与引当金繰入額	—	314,298
法定福利費	309,679	299,751
旅費交通費	75,563	25,544
支払手数料	335,708	465,655
販売促進費	590,092	662,076
減価償却費	187,628	230,579
貸倒引当金繰入額	18,262	8,862

※2 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)	当事業年度 (自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)
営業取引以外の取引による取引高		
貸倒引当金繰入額	29,398千円	3,632千円

※3 関係会社債権放棄損

前事業年度(自 2020年1月1日 至 2020年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2021年1月1日 至 2021年12月31日)

当社の海外子会社である易通世界(北京)咨询有限公司の清算に伴い同社に対する債権を放棄したため、計上したものであります。

※4 原状回復費用

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

当初増床を予定しておりました本社オフィスフロアについて、賃借を取りやめたことに伴い発生した一部設備の原状回復費用であります。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 子会社株式

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額0千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額110,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

2. 関連会社株式

前事業年度（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

関連会社株式（貸借対照表計上額250,000千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

当事業年度（自 2021年1月1日 至 2021年12月31日）

関連会社株式（貸借対照表計上額262,500千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	14,134千円	20,390千円
前受金益金算入	13,942	12,642
未払事業所税	2,455	2,429
減価償却超過額	278,032	283,264
繰延資産償却超過額	2,229	10,522
投資有価証券評価損	12,247	12,247
関係会社株式評価損	5,843	5,843
貸倒引当金繰入限度超過額	87,573	86,100
資産除去債務	9,535	13,672
賞与引当金	—	131,529
減損損失	108,621	96,644
その他	10,123	5,739
繰延税金資産小計	544,740	681,027
評価性引当額	△106,633	△25,113
繰延税金資産合計	438,106	655,913
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	△6,139	△11,167
繰延税金負債合計	△6,139	△11,167
繰延税金資産の純額	431,966	644,745

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年12月31日)	当事業年度 (2021年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.07%	0.07%
住民税均等割	0.74%	1.28%
評価性引当額の増減	0.91%	△9.77%
賃上げ・生産性向上のための税制による税額控除	△4.27%	—%
その他	△0.14%	△0.04%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	27.94%	22.16%

(企業結合等関係)

該当事項はありません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：千円)

区分	資産の種類	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期償却額	当期末残高	減価償却累計額
有形固定資産	建物	162,792	101,708	62,571 (62,571)	74,034	127,894	106,684
	工具、器具及び備品	38,182	28,371	9,202 (9,202)	24,513	32,837	113,770
	計	200,974	130,080	71,774 (71,774)	98,547	160,732	220,455
無形固定資産	ソフトウェア	2,278,366	1,283,574	116,057 (116,057)	969,050	2,476,832	—
	ソフトウェア仮勘定	204,761	1,283,532	1,283,574	—	204,719	—
	特許権	2,569	—	—	588	1,981	—
	商標権	9,654	3,919	—	2,027	11,546	—
	その他	695	102	—	—	797	—
	計	2,496,047	2,571,127	1,399,631 (116,057)	971,666	2,695,877	—

(注) 当期増加額及び減少額のうち主なものは次のとおりであります。

増加

無形固定資産

ソフトウェア	BtoBプラットフォーム	開発費	1,283,574千円
ソフトウェア仮勘定	BtoBプラットフォーム	開発費	1,283,532千円

減少

無形固定資産

ソフトウェア仮勘定	ソフトウェアへの振替	1,283,574千円
-----------	------------	-------------

【引当金明細表】

(単位：千円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	285,999	12,496	278,960	19,535
賞与引当金	—	429,554	—	429,554

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	(注)
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告の方法により行います。 ただし、電子公告によることができない事故、その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載します。 なお、電子公告は当社ウェブサイトに記載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 https://www.infomart.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、定款の定めによりその有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない旨を定めております。

- ・会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- ・会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- ・株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第23期）（自 2020年1月1日 至 2020年12月31日）

2021年3月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2021年3月26日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

（第24期第1四半期）（自 2021年1月1日 至 2021年3月31日）

2021年5月14日関東財務局長に提出。

（第24期第2四半期）（自 2021年4月1日 至 2021年6月30日）

2021年8月10日関東財務局長に提出。

（第24期第3四半期）（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）

2021年11月12日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における決議事項）に基づく臨時報告書を2021年3月29日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号（代表取締役の異動）に基づく臨時報告書を2022年1月7日関東財務局長に提出。

(5) 有価証券通知書

企業内容等の開示に関する内閣府令第4条の規定に基づく有価証券通知書を2021年3月25日に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第4条の規定に基づく有価証券通知書を2022年3月30日に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2022年3月30日

株式会社インフォマート

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 川口 泰広

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 瀧野 恭司

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インフォマートの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフォマート及び連結子会社の2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損損失の計上に関する判断	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
連結貸借対照表に記載されているとおり、会社は当連結会計年度末において、ソフトウェアを2,462,894千円、ソフトウェア仮勘定を204,719千円計上しており、当該金額は、総資産の19%を占めている。また、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載されているとおり、会社は当連結会計年度において、BtoB-PF ES事業の「BtoBプラットフォーム受発注for製造業」に係るソフトウェアについて、減損損失を116,057千円計上している。会社は、サービス単位を基準とした管理会計上の区分に従って資産グルーピングを行っている。 経営者は、当該資産グループごとに減損の兆候の判定を実施しているが、減損の兆候を識別した場合には、取締役会で承認された事業計画を基礎に算定された割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較して減損損失の認識の要否を判定し、減損損失を認識すべきであると判定されたものについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識している。なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、使用価値は、将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定している。将来キャッシュ・フローの見積りにおける主要な仮定は、注記事項（重要な会計上の見積り）に記載のとおり、事業計画の基礎となる売上成長率である。売上高の成長率は将来の経営環境における不確実性を考慮している。これらの見積り及び当該見積りに使用された仮定は、経営者による主観的な判断を伴い、不確実性が高い領域であることから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項と選定した。	当監査法人は、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損の兆候判定の方法、減損損失の認識等を検討するにあたり、以下の手続を実施した。 【減損の兆候の有無に関する検討】 ・事業計画及びその進捗状況の理解のため、経営者との協議及び取締役会議事録の閲覧をした。 ・継続的な営業赤字が存在するかを判断する基礎となる資産グループの損益実績について、推移分析及び関連する資料との突合による検討を踏まえ、その正確性を検討した。 【減損の兆候がある資産グループから得られる将来キャッシュ・フローの見積りの検討】 ・将来キャッシュ・フローの見積期間について、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定に計上されている主要な資産の経済的残存使用年数と比較した。 ・将来キャッシュ・フローについて、取締役会によって承認された事業計画との整合性を検討した。 ・経営者の見積りプロセスの有効性を評価するために、過年度における事業計画とその後の実績との比較を実施した。事業計画の主要な仮定である売上成長率の合理性を検討するため、経営者及び事業計画責任者に対して質問を実施し、売上成長率の過去実績の推移から趨勢分析を実施した結果と、事業計画上の売上成長率と比較を実施した。

システム使用料売上高の実在性及び正確性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
株式会社インフォーマットの当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上高9,835,598千円における主要な売上高は、BtoB（企業間電子商取引）プラットフォームのシステム使用料売上高である。 BtoBプラットフォームサービスのシステム使用料はサービスの種類別に月額固定制又は従量課金制により定められており、サービスを継続的に提供することにより、会社は顧客との契約期間にわたって、定められたサービスの使用料を売上高として計上している。 顧客に提供しているサービスの種類、契約額や契約期間等の契約情報は、基幹システムに登録されている。また、受注からサービス提供、契約期間の経過に応じた売上データの生成、契約額の請求・入金管理は基幹システムにより処理されている。また、基幹システムから出力された売上データは手作業により会計システムに取り込まれている。 システム使用料売上高の個々の取引金額は少額であるが、契約件数は非常に多く、処理される取引量は膨大なものとなり、またシステム使用料売上高の主要な業務プロセスは基幹システムに広範囲に依存している。 上記のとおり、BtoBプラットフォームサービスは会社の主たる事業であり、当該売上高は連結財務諸表利用者が着目する重要な数値であることに加え、システム使用料売上高の主要な業務プロセスは基幹システムに依存している状況に鑑み、当監査法人は、システム使用料売上高の実在性及び正確性を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	監査法人は、システム使用料売上高の実在性及び正確性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 (1) 内部統制の評価 ・ BtoBプラットフォームサービスの受注時に顧客からの有効な受注についてのみ適切な承認を経て、顧客情報や契約情報を基幹システムに正確に登録することを担保する内部統制の整備・運用状況の評価 ・ 基幹システムや会計システムのプログラム変更やアクセス制限、システムの保守、運用等のIT全般統制の検討 ・ 基幹システムに登録された契約情報から契約期間の経過に応じた売上データを生成するIT業務処理統制の検討 (2) 売上高の実在性及び正確性に係る実証手続 ・ 売上高に係る会計記録と申込書及び入金証憑等の関連証憑との突合 ・ 基幹システムから監査人が直接入手した売上データと会計システムに計上されている売上額の整合性の検証

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社インフォマートの2021年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社インフォマートが2021年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全に防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施期間、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、監査報告書に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2022年3月30日

株式会社インフォマート

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 川口 泰 広

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 瀧 野 恭 司

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社インフォマートの2021年1月1日から2021年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社インフォマートの2021年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損損失の計上に関する判断
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の減損損失の計上に関する判断）と同一内容であるため、記載を省略している。

システム使用料売上高の実在性及び正確性
連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（システム使用料売上高の実在性及び正確性）と同一内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は、監査報告書に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2022年3月31日
【会社名】	株式会社インフォーマート
【英訳名】	Infomart Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 中島 健
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役副社長 藤田 尚武
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長 中島 健及び取締役副社長 藤田尚武は、当社及び連結子会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性があります。

2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である2021年12月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況の評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社グループについて、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。なお、他の連結子会社2社については、金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めていません。

全社的な内部統制及び決算・財務報告に係る業務プロセスのうち、全社的な観点で評価することが適切と考えられるものの評価手続については、評価対象となる内部統制全体を適切に理解した上で、適切な関係者への質問、記録の検証、対象業務の観察等の手続を実施することにより、内部統制の整備及び運用状況並びにその状況が業務プロセスに係る内部統制に及ぼす影響の程度を評価いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、当連結会計年度の業績予想も考慮した上で、各事業拠点の前連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）の金額が高い拠点から合算していき、前連結会計年度の連結売上高の概ね2／3に達している1事業拠点を「重要な事業拠点」として選定いたしました。選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、売掛金、ソフトウェアに至る業務プロセスを評価の対象といたしました。さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点をも含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加しています。

評価の対象とした業務プロセスについては、それぞれプロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、関連文書の閲覧、当該内部統制に関係する適切な担当者への質問、業務の観察、内部統制の実施記録の検証等の手続を実施する事により、ITに関する事項を含め、当該統制上の要点の整備及び運用状況の評価いたしました。

3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4 【付記事項】

該当する事項はありません。

5 【特記事項】

該当する事項はありません。